

令和4年

# 三重県議会定例会会議録

(2月24日)  
(第4号)



令和4年

# 三重県議会定例会会議録

## 第4号

○令和4年2月24日（木曜日）

---

### 議事日程（第4号）

令和4年2月24日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔代表質問〕
- 第2 議案第4号から議案第56号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第4号から議案第56号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博

9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	野村	保夫
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正弘
19	番	倉本	崇里
21	番	山本	香尚
22	番	稲森	稔初
23	番	濱井	初男
24	番	森野	真治
25	番	津村	衛野
26	番	杉本	熊宜
27	番	藤田	昭三
28	番	稲垣	昭義
29	番	石田	成生
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正富
32	番	服部	孝栄
33	番	谷川	豊尚
34	番	東	隆尚
35	番	長田	英介
36	番	奥野	今智
37	番	今井	

38	番	北川	裕之
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	三谷	哲央
42	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人
欠席議員	1名		
20	番	山内	道明

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂三	雅人
書記(事務局次長)	畑中	一宝
書記(議事課長)	前川	幸則
書記(企画法務課長)	小野	明子
書記(議事課課長補佐兼班長)	佐竹	宴
書記(議事課主幹兼係長)	大西	功夏
書記(議事課主査)	辻	昌平

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見	勝之
----	----	----

副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵里子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定

公安委員会委員長  
警察本部長

種 橋 潤 治  
佐 野 朋 毅

代表監査委員  
監査委員事務局長

伊 藤 隆  
紀 平 益 美

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

降 旗 道 男  
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第28号、議案第29号及び議案第40号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、2月17日までに受理いたしました請願1件は、お手元に配付の文書表のとおり、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

---

人委第 189 号

令和 4 年 2 月 21 日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による条例案に対する意見について

令和 4 年 2 月 17 日付け三議第 311 号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

- 議案第 28 号 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 29 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 40 号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙 1

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正

する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員及び公立学校職員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、会計年度任用職員及び公立学校の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正を行うものであり、適当と認めます。

別 紙 2

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する  
人事委員会の意見

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児休業をすることができない職員についての規定等を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 41	<p>(件 名) 県議会議員定数の伊賀市選挙区削減の撤回を求めることについて</p> <p>(要 旨) 三重県議会議員定数の伊賀市選挙区の削減については、令和2年国勢調査確定値に基づく人口比例に明確に反しており、かつ伊賀市民の声を聞きながら丁寧に議論が尽くされたものとは言い難く、民主主義の根幹とも言える「議員定数と選挙区のあり方」については再検討の上、伊賀市選挙区の定数削減を撤回されることを強く求める。</p>	<p>伊賀市下柘植1636番地 奥澤 重久 (西柘植地域まちづくり協議会会長) ほか39名</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 稲 森 稔 尚</p>	4年・2月

	<p>(理 由)</p> <p>三重県議会においては、令和3年5月に「三重県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案」が賛成多数により可決・成立した。</p> <p>そのうち、伊賀市選挙区の定数については1削減の「2」とされたところであるが、令和3年11月に発表された令和2年度国勢調査確定値に基づく人口割実定数が「3」であったにもかかわらず、これまで減員してきた「沿岸部の都市型地域」でもない伊賀市が、県南部地域に議席を分け与える形となり、伊賀市民の民意を歪め、切り捨てるものである。定数削減の検討をめぐっては、国勢調査ではなく「月別人口統計」という精度の低い数値が用いられ、令和3年3月に実施されたパブリックコメントに対しても全体の6割を超える意見が伊賀市から寄せられ、反対や疑問の声が圧倒的多数を占めていたほか、伊賀市長の丁寧な説明を求める声があがったものの一顧だにされず、結論ありきで進められた暴挙と言わざるを得ない。</p> <p>伊賀地域はこれまでも「伊賀に県政なし」と言われ続け、国勢調査の数値通り3名の県議会議員を通じて、伊賀市民の民意と山積する地域課題を県政に反映させることは切実な願いである。さらには、伊賀市旧島ヶ原村は新たに過疎地域に指定され、「条件不利地域」のために議員定数を加配するという考え方のもと、伊賀市の議席を県南部に分配することは極めて不合理である。</p> <p>従って、議員定数の決定は民主主義の根幹をなすものであることから「選挙区と議員定数のあり方」については、再検討することとし、人口に比例しない伊賀市選挙区の定数削減は撤回することを強く求める。</p>	
--	---	--

## 代 表 質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。41番 三谷哲央議員。

〔41番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○41番（三谷哲央） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症が高止まりをしております、なかなか減っていきません。日夜、新型コロナウイルス感染症と闘っておられる医療従事者の方々、また介護の方々、関係者の方々にも心から敬意を表したいと思いますし、高齢者で基礎疾患のある方が亡くなられたということでございました。亡くなられた方の御冥福もお祈りするとともに、現在、新型コロナウイルス感染症で苦しんでおられる方、お見舞いを申し上げたいと思います。

代表質問ということで、新政みえを代表いたしまして質問させていただきたいと思います。桑名市・桑名郡選挙区選出の三谷哲央でございます。

今回の代表質問、ビジョン、プラン、当初予算と、大物がそろっております、なかなか質問しがいがあるなという感じがしております。まず、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）（概要案）について、お伺いしたいと思います。

先日の御説明では、基本理念として、「強じて多様な魅力にあふれる『美し国』の実現」とあります。カーボンニュートラルやデジタル化の動きへの対応や、県民の皆様が生き生きと暮らすことができるようにとか、産業の一層の振興、子育てしやすい環境づくり、リニア中央新幹線の効果を県内に波及させるなど11項目が並んでおまして、ここを読みますと、知事の理念というよりは政策の背景とか方向性が書かれているように感じます。

強じんな美し国ビジョンみえは言うまでもなく、令和4年度から10年先を見据えた県の長期ビジョンであります。県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示すのは、それはそれで非常に大切ですが、6月を目途に成案を目指すとはいえ、その礎となる、基となる基本理念を県民の皆様方の前に明らかにし、その基本理念に基づいての基本姿勢や政策展開の方向性を示すのが、物事の順序ではないかなと思っております。どうぞ。

私は、平成7年、1995年の当選組でございました。北川知事誕生と一緒に当選させていただきました。それ以来、北川知事、野呂知事、鈴木知事と3人の知事の下で、県議会議員として務めさせていただいておりました。一見

知事で4人目の知事であります。

これまでの3人の知事は三人三様といいますか、評価はいろいろありますが、それぞれ県政に臨むに当たって、それなりの基本理念を語っておられました。

例えば北川知事は、生活者起点の県政、県民を顧客に見立てて、その満足度を最大化する、ニュー・パブリック・マネジメントを県政運営の基本とされ、補完性の原理による県の出先機関、県民局の役割の見直し、また、この県組織の話をちょっと後でさせてもらいますが、当時、評判になりました事務事業評価システムの導入、また、マトリックス予算など、現在も県政運営に生かされている、こういうような考え方に基づいて、総合計画である三重のくにづくり宣言をつくられたわけであります。

野呂知事は、これはなかなか分かりづらいんですが、新しい時代の公、ニューパブリックガバナンスと三重の文化力に基づいて県政を運営されました。

人は、経済的な豊かさだけでは幸せになれない。むしろ物の豊かさだけではなく、心の豊かさや精神的なゆとり、生きがいを求めているのではないかと、これが文化力の考え方につながってまいりました。博物館なんかもこの中で出てくるわけですが、多様な主体の協働が新しい時代の公という考え方につながってくる。私自身いまだによく分かっていない部分がありますが、こういうことを基に「みえけん愛を育むしあわせ創造県」を基本理念として、総合計画、県民しあわせプランが出てまいりました。

3人目の鈴木英敬知事、県民がアクティブ・シチズンとして積極的に参加し、県民との協創により「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を実現していくということを基本理念とされて、総合計画であるみえ県民カビジョンを策定されたところでもあります。

鈴木知事のやつは今ここで言うともた叱られますが、北川知事、野呂知事に比べるとかなり薄っぺらい感じはしますけれども、選挙のときに示された政策集を基に一生懸命つくられたんだろうと、そういうふう感じており

ます。

そこで、一見県政の基本理念となる「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』の実現」、このベースになる考え方は一体何なのでしょう。そして、それがどのように新しいビジョンに結実してきているのか。改めて、県民に分かるように御説明いただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先般、議会に御説明させていただきました強じんな美し国ビジョンみえについての御質問をいただきました。基本理念、この基になる考え方は何なのかということでもあります。

ビジョンの10ページに基本理念を書かせていただいております。現在のビジョンは概要版ですので、これから充実させていきます。先ほど議員から御指摘いただいたようなところも含めてしっかりと議論をして、分かりやすいものをつくっていきたいと思っておりますが、私の基本的な考え方をここで申し上げますと、強じんな美し国という言葉に思いが込められているということでございます。

どういうことかといいますと、三重県は、私も三重県に生まれて育って、外から三重県を見てきましたけど、三重県はとつてもええところですよ。まず、三重県がどんなにすばらしいところかということをお県の皆さんに御理解いただき、その上でこれをさらに発展させていく、それが重要やと思っております。これから10年間、三重県政の一端につながるものとしては、そういう気持ちで大事やと思っております。

その意味で、「強じんな」というところと「美し国」というところの御説明を若干させていただきますと、三重県、「強じんな」というところは、やっぱり大事なものは、安全・安心に暮らせる県土であるということでもあります。三重県が、県民の皆さんが三重県で安全・安心に暮らせる、これが一番重要であります。

「美し国」という言葉については、豊かさを実感しながら暮らしていける地域だと、そういう地域にしていきたいということです。今もそうなってい

るところがありますが、それをさらに進めたい。その際に、県民の皆さんと一緒にそういう県をつくっていききたいと、こういう考え方で強じんな美し国と申し上げました。さらに申し上げると、県民の皆さんが愛着を持てる、誇りに感じる県にしていきたいというところを考えているところであります。

ビジョンの基本理念の第1節につきましては、三重県は古来より美し国として、人や物、情報の交流が盛んな地域であったということで、そういうところを歴史的に、また地理の観点から、地政学的に三重県というのを分析しているわけです。

例えば、飛鳥時代から平安時代にかけては、三重県は都の周辺にある地域、重要な地域でありまして、そこで三重県としての特性を発揮してきたわけでありまして。江戸時代は、御案内のように東海道五十三次も通っていました。また、おかげ参りなどで伊勢に参られる方もたくさんおられたということで、非常に三重県はにぎわってきたわけでありまして。

ところが最近になりまして、戦後の高度成長期になりますと、三重県は東京一大阪をつなぐ高速道路、あるいは新幹線のルートが外れてしまって、ちょっと一歩奥まった場所にあるという感じですが、これがまたリニア中央新幹線とか、それから新名神高速道路、もう既に新名神高速道路は三重県を通っていますけれども、徐々にまた変わってきて重要な場所になってきているということでありますので、そういう重要性を考えながらこれからの発展を考えていくというのが必要なことやと思っています。

第2節では、国内外の情勢分析を行いまして、懸念されるリスクにどう対応するのか、それから、チャンスに対してどう対応していくのかということを書いております。

第3節は、そういった考え方を踏まえまして、今後の県政運営の基本的な考え方をまとめているということで、ポイントを申し上げますと、冒頭に申し上げたことの繰り返しになりますけれども、県民の皆さんの命と暮らしを守るための取組をしっかりと進めると。三重県の魅力や競争力を高めて、あらゆる意味で選ばれる地域にしていくということが重要であります。

特に、リニア中央新幹線の県内駅の設置が2037年には見込まれていますので、三重県が日本の中の成長の回廊の一部をなすわけではありますが、そのリニア中央新幹線の効果を県内に全域に波及するべく取り組んでいく必要があるということも考えておるところであります。

こういった取組を進めまして、子どもや孫の世代も含めまして、県民の皆さんが三重に愛着を持って、元気にかつ安全に暮らすことのできる持続可能な地域を実現していくというのが、基本理念のベースになる考え方でありませう。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 今、知事から御説明をいただきました。なかなか県民の方々というのは、今、知事が語る述べられたようなその長い説明を読み切って、理解されるということはなかなか少ないと思います。もう少し端的に分かりやすく、こうだというものを、ぜひこれからの議論があるんだろうと思いますけれども、お示しいただき、県民の方々もなるほどと、一見県政の基本はこれなんだということが分かるようにぜひ御努力いただきたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

次に、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）（概要案）の中にございます、おおむね10年先、2030年頃の展望についてお伺いさせていただきたいと思ひます。

既存の様々な統計データや国の動向などを参考にしながら、国際、国内情勢と三重県を取り巻く状況の二つに分けて展望を整理したとあり、12の項目が並んでおります。

統計データへの信頼性、国のほうでいろいろございまして、今、大きく揺らいではおりますが、それはそれとして、今は本当に大変化の時代です。とりわけ国際社会、米中関係はもとより、今、最大の問題になっていますウクライナ情勢、ウクライナ全土に緊急事態宣言が発せられたという話もございますし、ロシア軍が東部で独立を承認したと称する地域に駐留するという話

も出てきておりまして、今や一触即発といえますか、大変な緊迫した情勢になっております。

今日、明日の情勢がなかなか分からない、ましてやウクライナ情勢一つ取り上げても、ここで大きな火種が起きますと、天然ガスですか原油だとか、そういうエネルギーにも大きく影響を与えてきますし、そういうところの大きな影響というのは、当然、日本経済や本県の経済にも深刻な影響を与える可能性があるわけでありまして。

ましてや、こういう情勢の中でこれから10年先を見通した情勢を読み解くなんていうのは、幾ら一見知事が聡明であろうと不可能ではないかな、こう思っておるところであります。

まず一つは、今、一番関心の高いウクライナ情勢、知事の今後の我が国へや、また本県への影響、どのように捉えられておるのか、それを1点聞かせていただきたいと思っております。

それと、もう一つ、これから6月に向けて議論を進めるに当たりまして、国際情勢の変化、また、国内情勢の変化もこれから出てくるわけでありまして、有識者や専門家、また、県民の皆様とのお声を聞きながらまとめ上げていくというお話でございますけれども、これだけ大変化の時代です、どのようにまとめ上げていかれるのか、その点も併せてお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御質問を二ついただいたと承知しております。

まず、ウクライナについてであります。これは、私、外交の専門家ではないものですから、なかなか今後どう動いていくのかというのは難しいと思っておりますけれども、マスコミの情報などを確認し、また、安全保障の関係の仕事を国土交通省で少しさせていただいた観点から申し上げますと、問題はやっぱり大きく言うと二つあると思っております。日本への影響という意味ですね。

一つは、御指摘がありましたやっぱり経済への影響はもう当然出てくると思っております。原油の値段、今、OPECの関係で高止まりしていますけれども、ウクライナ、世界有事が始まりますと、原油の値段が当然高くなりますから、

そういう意味でもここの影響は日本経済に出てくると思います。さらには、もう既に出ていますが、株価への影響も出ます。

それから、今後ですけど、穀物の、ウクライナは小麦、トウモロコシの一大生産地、世界的に見てですね、ですから、場合によると、当然ですけど、そういったものを使っている食品への影響も当然出てくる。一つは経済への影響ですね。

もう一つは安全保障上の問題、影響も出てくると思います。ロシアが今やろうとしているのは、アメリカもヨーロッパも制裁をしています。日本も制裁をするということで総理も発言されましたけれども、ロシアがやろうとしているのは、国際法を無視した力による現状変更であるということでありませぬ。

重要なのは、やっぱり法の支配の下であらゆる行動をしていかなきゃいけないということなんですけど、ロシアは法の支配を無視して実力行使をしているということでもありますから、ある意味、ウクライナの主権の侵害をしているわけではありますが、ここでアメリカがどういう反応をするか、ヨーロッパがどういう反応するかということは、全世界が注視しているわけでもあります。日本もその例外ではなくて、力による現状変更という意味でいうと、隣の国が尖閣諸島に日々公船を送ってきているというのがありまして、これはもうまさに力による現状の変更をしようとしておるわけでもありますので、仮に今回のウクライナがロシアの考えているような力により現状変更できるということになると、そうすると日本も影響を受ける可能性があります。台湾もそうです。尖閣諸島もそうです。そこもしっかりと見ていかないとと思っています。

2番目の御質問をいただきましたが、おおむね10年先の展望、これは、私、聡明でも何でも浅学非才の人間でありますので、やはりここをどうするのか非常に難しい問題です。今、そういう意味では、日本だけではなく世界中で10年先どうなっていますかと聞かれて、明確に答えられる人はいないと思います。取りあえずの想定を置いて、それをつくって、それに向かって三

重県政をどういふふうにやっていくのかって議論せざるを得ないんですけど、そうはいつでも、実はまだ前回お示しした概要は県庁の中で議論しただけなんです。これ、とつても自信がないところでありまして、これを外部の意見を聞いて、これから三重県民の皆さんに県政運営をこうしていくんですよということであれば、その基礎となる部分でありますので、ここはきちんとしたものを有識者の声を聞いていかないといけないと思っています。

やはり何よりも県民の役に立つビジョンにすることが重要でありまして、そういう意味では、県議会の皆さんの御意見もしっかりと受け止めたと思っています。御意見をいただきたいと思っています。

内容は、やっぱり充実せんものをつくっては県民に申し訳ないと思っていますので、県内外の有識者から専門的な知見で御意見をいただいて、先ほど申しあげました県議会の皆さんからも、それから、市、町の皆さんからの御意見も、県民の皆さんからもしっかりといただきたいと考えています。

たとえ時間がかかっても、丁寧に議論してまとめなきゃいけない部分というのはあると思っていますので、可能な限り皆さんの意見をいただいて、その時点において妥当なものをつくっていききたいという思いであります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 今の時点で一番妥当なものをつくり上げていくというお話であります。

このビジョンですとかプランというのは、議会で議決をするものなんです。いわゆる議決対象の案件です。議会の議決というのは非常に重たい。重たいですが、やはりこれだけ先がなかなか見通せない難しい時代で、内外の情勢が、今、知事が考えられている、または有識者の方々、または専門家の方々、県民の方々、市町の方々の御意見を聞いた上でつくり上げられたものであつても、その前提が大きく変わるようなことがあれば、もう一旦10年先のものをつくって議決をしたんだからということで、これから10年間変えないという選択肢は僕はないと思っています。もし大きく前提条件が変わるといふことならば、知事は勇気を持ってそれを変えていく、改定をする、もちろん

議会の理解も要りますし、県民の皆さん方の御理解も要る、それが前提ですけれども、十分な説明と理解があればそれを変えていくというその決意があるかどうか、改めて聞かせていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） このビジョンというのは、これから10年間、県議会の皆さんと一緒に県政運営を私どもがやっていくに当たっての羅針盤みたいなもので、重要なものであります。これが変わってくるということになれば、そこはやっぱり見直していく必要もあると思っています。

これに基づいて、毎年毎年の行政を展開していくわけでありますので、変わっていつているのに、そこを全然いじらずに毎年の県政を変えていくということにはならないと思います。

そういう意味でも、今までの長期計画も変えてきているところはあると思いますし、それに応じて、今回それと同様に我々も変えていくものは変えていくと思っています。

ただ、10年間の大きな計画ですので、その都度その都度、細かい修正をするかどうかということになりましたら、また、そこは御相談させていただきながらということで、考えているところであります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 変えるときは十分な説明と県民の理解というのが前提になりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

このおおむね10年先の展望というこの記述の中で、主観的、断定的というそういう部分と、客観的、解説、説明な部分があるのではないかという声があります。

例えば安全保障の項では、安全保障のリスクが増大し、覇権争いや技術流出、サイバー攻撃、希少資源の確保などが問題になっており、デカップリングが予想される分野の慎重な見極めが必要になると、こういうふうに非常に力強く書かれているわけですが、一転、経済の項では、見込みであり、期待されており、予想されるという、こういう書きぶりに変わっていくわけです。

一部の方ですけれども、知事の得意な分野は自信を持って書かれています  
が、あまり得意でないところというのは一般論に終始しているのではないかと  
いう指摘をされる県議会議員もおりますので、その辺りのところの御所見  
をお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先ほどの御質問で、やっぱりビジョンを変えていくとき  
には、おっしゃるように丁寧に説明して、分かりやすく御説明するのが大事  
だと思っております。

それからビジョンの文末の表現でありますけど、私も経済官庁で仕事して  
いましたので、経済の部分の自信がないかということ、それは全体において自  
信があるとはなかなか言いにくいところではありますが、安全保障をやったの  
は35年間の中でごく一部でありますので、むしろ経済のほうをきちんと書か  
ないかんのかもしれません。

あの文末は、いろんなデータを持ってきまして、なるべく客観的に書いた  
つもりなんですけれども、安全保障は非常に難しいんですけど、経済はそれ  
以上にいろんな要素が絡んで大きく動いていくものでありますので、した  
がって、ああいう書き方にしているところであります。

ただ、今後、議論をまた深めていきます。先ほど申し上げましたように、  
県内外の有識者の方々にお話も聞いていきますので、検討を進めていく中で  
さらに整理を進めていきたいと考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ぜひお願いしたいと思います。

次に、みえ元気プラン（仮称）について、お伺いさせていただきたいと思  
います。

みえ元気プランは、今後の三重の成長戦略として、強じんな美し国ビジョ  
ンみえ（仮称）の基本理念でございます「強じんで多様な魅力あふれる『美  
し国』」の実現に向けて推進する取組内容をまとめた、5年間の中期の戦略  
計画であります。

そして、令和8年の5年先を展望して実現を目指す三重の姿として、大規模災害への備えをはじめ12の観点をお示しになりまして、そのための取組を新型コロナウイルス感染症への対応など7つの挑戦と、このように銘打ってまとめていただいております。

まさに、今、議論はこれからなんでしょうけれども、令和8年の三重県の姿、みえ元気プランで目指す三重の12の観点にはもう書かれてありまして、それを実現するための7つの挑戦にはない、そういう項目を挙げてみますと、ものづくり産業、中小企業の振興、農林水産業の振興、共生社会の実現、つまり産業政策と多様性・共生の項が見当たりません。

7つの挑戦の中には、脱炭素をチャンスと捉えた産業振興との文言がございます。脱炭素、これだけで産業政策、全部包括するということは恐らくできないと思います。

知事が、今回、四日市市だとか経済団体等々と一緒に四日市市のコンビナートの振興を目指して新しく検討会を立ち上げられたと、これは大いに評価させていただきますが、これだけでは産業政策ということにはならないと思います。

みえ元気プランの中にある12の観点と、生ぬるいものもドライブかけるんだとおっしゃっています7つの挑戦、今まで鈴木県政の下で生ぬるかった部分にドライブをかけていくんだと私は理解しておりますが、それを七つのところに絞り込んだ考え方、それが今後の行政展開の中にどう注力されていくのか、その辺りのところの御説明をいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） みえ元気プラン（仮称）ですけれども、先ほどの10年間の期間で県政の運営を示しましたビジョン、これを受ける形で5年間、今後5年間でどういうものやっていくのかということで、ビジョンの前提として策定をしていくものであります。

プランの第1章では、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）で示しました10年間、この展望を踏まえて特段の取組を行わなかった場合どうなるかとい

うこと、三重県の姿を示しておりますし、取組を行ってそうするとどういう形になっていくのかということも書いておるわけでございます、それは、今、県政のあらゆる分野を網羅する形で12の項目を挙げさせていただいております。

第2章は、その中でやはり、今、三重県としてすぐにやらなければいけないもの、力を入れてやっていかなきゃいけないもの、今までやってきたやり方が間違っているというわけではありませんが、さらに注力してやっていかなきゃいかんというところを掲げております。

したがって、今までしっかりと行政は展開してきていますので、今までのやり方で、もちろんそれは時宜に応じて力をさらに加えていくところがありますけれども、そういうものは取りあえずここには入れていなくて、7つの挑戦という言葉が表しているように、大きくパラダイムといいますか、考え方を変えてでもやっていかなきゃいけないというものを、ここに挙げさせていただいております。そういう意味ではドライブをということで、議員からも御指摘を頂戴しましたが、積極果敢に対応しなきゃいけないところがございます。

ただ、この分野についても、これから多くの方々の御意見も頂戴しながらまとめていきますので、その中で新たな分野というものも考えなきゃいけないかもしれないです。そういう前提でお話をさせていただきたいと思います。

これを選んだという、先ほど御質問いただいた1点目につきましては、私どもで中で議論していて、三重県が今この課題に対応しないと、三重県の発展というのは相当苦しくなるというものを七つ選ばせていただいたというものでございます。

2点目に御質問いただいた、今後どのようにやっていくのかということでありますけど、このみえ元気プランは5年間の方針を示すものでありまして、それを受けて、毎年の行政展開方針で予算と連動しましてつくっていくというものでありますので、具体的にはこのプランの1ページ目を書かせていただいておりますけれども、5年間の計画をつくるみえ元気プラン、それを受け

た毎年の行政展開方針、その中で何を進めていくかというのをさらに絞り込んで、記載させていただきます。

もちろんその中にはこの7つの挑戦だけではなくて、今まで営々としてやってきた取組も当然入っています。そういったものを基にして、私どもは行政展開をしていきたいと考えているわけであります。

いずれにしても、県民の視点に立ちまして、県民のために必要な施策を、先ほど議員からも言われましたが、きちんと説明しながら、スピーディーに展開していきたいと考えているところでございます。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ぜひ県民に分かりやすいように、もちろんいろいろな施策の中で、今、特にこの5年間注力しなきゃいかんというところが、7つの挑戦として出てきているんだろうと思いますので、お願いしたいと思います。

今回、いろんな御意見をいろんな方に聞いていますと、7つの挑戦のイの一番に新型コロナウイルス感染症への対応が挙がっていますが、これから5年先まで新型コロナウイルス感染症ですかというような疑問を持っておられる方もあります。これが当初予算の、先ほどお話のありました今後の行政展開方針の中で新型コロナウイルス感染症の対応というのがイの一番に挙がってくると、これはもうこれでいいと思いますが、やはりこの5年間の計画の中ではおかしいんじゃないかと。ましてや5年先、今さら新型でもあるまいというようなお声がありますが、どうなのかと。むしろ新興感染症対策というふうに変えたらどうなんだというようなこともございますし、また、脱炭素や観光、こういうのも大切なのは分かりますが、例えば、今、私どもがリアルに直面している貧困だとか格差だとか分断だとか、こういうことこそ挑戦すべき課題ではないかというお声もありますが、この点いかがでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） みえ元気プラン（仮称）の中で、7つの挑戦の1番目に新型コロナウイルス感染症等への対応ということで書かせていただいています。

今、目下の最大の県政の課題というのは新型コロナウイルス感染症対応でありますので、まず、これを掲げようということで書かせていただいたものでありますが、御指摘のように、その中の取組方向の4番目のポイントのところにも新興感染症の発生に備えなきゃいけないというのも書いております。

ですから、この5年間の中で新型コロナウイルス感染症の扱いはどうなるかって、まだこの時点においては見通せませんので、ちょっと役人ぼくて申し訳ないですけど、新型コロナウイルス感染症等ということで入ってはいるんですけど、そんなことを言うても県民の皆さんに分らないやないかという御指摘もあろうと思いますので、そこはどういう書き方が一番県民の皆さんに理解していただきやすいかということで、表現を考えていきたいと思っているところであります。

また、貧困の問題、子どもの貧困問題も当然大きな課題として出てきております。これには日々対応しているわけでありますけれども、いじめ問題もそうですし、そういったものは実は中で書かせていただいておりますけれども、項目としてどんな形で上げていくかというのは、また御相談もさせていただきたいと思っております。私ども、その問題も非常に大きな問題だと考えているのは事実でございます。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

**〇41番（三谷哲央）** ぜひそういうところも含めて柔軟に御検討をお願いしたいと思います。

次に、三重県行政展開方針についてお伺いさせていただきたいと思います。

三重県行政展開方針は昨年度までの経営方針に、ほぼニアリーイコールで当たるものではないかなと理解しております。そこで、この行政展開方針についてお伺いさせていただくんですが、令和3年度の三重県経営方針と、今回示されました令和4年度の三重県行政展開方針を比べてみますと、大きく違うのは昨年度の経営方針では触れられていなかった国際経済情勢が新たに書き加えられたこと、さらに、人口減少対策が大きく取り上げられて、令和4年度を人口減少対策元年としたことが挙げられると思います。

そして、注力する取組として三重とこわか国体・三重とこわか大会を成功させるというこの項がなくなったのは当然としますが、「『未来への希望』『挑戦』を大切にする三重」というのが、「未来を拓くひとづくり」に変わったということでもあります。

今回、示されました三重県行政展開方針に、新たに国際経済情勢が書き加えられたことの意味と、それから、希望、挑戦という前回の経営方針にございましたのが「未来を拓くひとづくり」、この「ひとづくり」に変わったという、この「ひとづくり」に込められた知事の思い、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 三重県行政展開方針でありますけど、これは10年間の強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）、それから5年間のみえ元気プラン（仮称）を受けて、単年度の行政をどういうふうに展開していくかということを書いているものであります。

御指摘いただいたような国際でありますけど、先ほどウクライナのお話も御質問いただきました。県の政策を考える上で、国際情勢と切り離されて県政を運営できるというのは、全くないと私は思っています。

当然、三重県だけのことを議論してもしょうがないわけでありまして、日本だけのことを議論してもしょうがない、今はもうITはかなり進んでおりますし、それから、経済はもうグローバル化しております。先ほどの穀物の話もそうですし、株価の話もそうです。国際社会との関係を考慮せんで、県の方針を考えることはできないやろうということで、県庁の人たちとも議論しまして、そういう形で今回国際を入れさせていただきました。

これは、何も国際についての問題をどうしようということではなくて、国際の問題がどんな形で三重県に影響を及ぼすんやろうと、及ぼしてきたときに、やはりそこをリスクとして捉えて対応せなきゃいかんところは、早め早めに対応する必要があると。それから、チャンスであれば、早めにこれも手を打っていく必要がある。

例えば、カーボンニュートラルというのは、ほっておいたらリスクになるわけでありすけれども、早めに対応していけば、場合によると10年先とは言えませんが、20年先、30年先に、三重県に重要な産業を創り出していくことになるかもしれないというところもございまして、そういう意味で国際というのを書かせていただきました。

国際は必ずしもリスクだけではありません。リスクという意味では先ほどのウクライナもそうですし、今はもう民主主義国家群と専制主義国家群の対立というのが鮮明になってきていますので、これらの対応を間違えると三重県もまずいということになると思います。

それから、RCEPでございます。アジアで世界で一番大きな自由経済圏ができます。これにどう対応していくかということも、三重県の産業、大きな柱であります情報の機器の製造、あるいは自動車の関係もRCEPの影響を必ず受けますので、それから観光もそうです、そういったものを考えながら今後の行政展開を考えていこうということで、国際をまず頭に置かせていただきました。

それから、「未来を拓くひとづくり」であります。先ほど御指摘いただきました、例えば貧困でありますとか、格差だとか、子どもにとっては厳しい状況があります。それだけではなくて、いじめの問題もありますし、児童虐待、子どもの貧困、それからヤングケアラー、様々な課題がございまして、対応していく必要があるだろうと思っています。

やはり現在の三重県は、皆さんや私たちの世代が頑張って支えているんですけど、あるいはもっと若い世代も支えていますけど、三重県の未来は子どもたちの肩にかかっているわけです。その子どもたち、伸び伸びと豊かに育っていくということが重要でありますので、ここで「未来を拓くひとづくり」と書かせていただいております。

さらには、県外の大学に進学した人が、戻ってきてもらうという施策も重要だと考えております。そういう意味では、御質問にもありました人口減少というところも対応していかなきゃいけない部分でありまして、これは静か

な脅威と、私は申し上げておりますけれども、目に見えないものですから、人口減少の痛みというのは、でも、確実に20年後、30年後、いや、もっと10年後に出てきますので、それらの対応も必要であるということで、未来を拓くひとつづくりの中にそういったものも入っているところでございます。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 人づくり、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思っています。まさに、ここに三重県の将来がかかっていると言っても過言ではないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、さきの2月17日に知事提案説明を聞かせていただきました。この知事提案説明に関しまして、1点お伺いしたいと思います。

知事は提案説明の中で、安心・安全の確保で、温室効果ガス削減のための国際枠組みであるパリ協定の本格運用に伴い、国内においても2050年脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策推進法や国の計画が見直されていますと。こうした国内外の動きを捉えて、三重県地球温暖化対策総合計画の見直しを行うと述べられました。この総合計画は昨年3月に改定されたばかりであります。

確かにその改定時には、みえ県民カビジョン・第三次行動計画との整合性を図るとなっておりますので、今回、新しい強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）、みえ元気プラン（仮称）が策定されるということになれば、見直しにも一理があるかなと思います。

どこをどう見直していくのか、また、そこに書かれております削減目標でございます。2030年度における三重県の温暖化効果ガス量を2013年度に比して30%削減、県庁において40%削減も併せて見直すのかどうか。

また、この計画が、一昨年改定された三重県環境基本計画の個別計画としても位置づけられておりますが、じゃ、三重県環境基本計画はそのままにしておくのかどうか、この点も併せてお聞かせをいただきたいと思っています。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 三重県地球温暖化対策総合計画と三重県環境基

本計画の見直しについてお答えいたします。

昨年3月に策定いたしました三重県地球温暖化対策総合計画では、国の温室効果ガス排出削減対策に加えまして、県独自の対策を取ることで、国の温室効果ガス排出削減目標26%をさらに4%上回る30%といたしました。

特に、三重県独自の取組として加えた主なものとしましては、三重県地球温暖化対策推進条例に基づく大規模事業所の自主的取組への支援や、三重県新エネルギービジョンの目標に沿った再生可能エネルギー導入促進等による削減がございます。

一方、国内外で脱炭素の動きが加速する中、国は昨年10月に地球温暖化対策計画を改定しまして、新たな目標である46%削減を達成するための対策を示していただいたことから、これを受けて、県においても計画の改定に向けて検討を始めております。

改定におきましては、新たに示された国の対策に加えまして、この間の取組の進展などを踏まえながら、さらに県でも独自の取組を積み上げて新たな削減目標を設定するとともに、県庁における削減目標についても見直す方向で考えているところでございます。

加えて、計画の改定に際しましては、法改正で新たに規定された、市町が認定する再生可能エネルギーを利用した脱炭素化に貢献する事業を促進する区域を設定するための環境配慮基準などを定めることについても、検討することとしております。

これら計画の改定内容につきましては、今後、三重県環境審議会に学識経験者等で構成されます検討部会を設置して、検討を進める予定としております。

なお、上位の計画でございます三重県環境基本計画につきましては、SDGsの考え方を取り入れて、2050年における脱炭素社会を見据えた2030年度のあるべき低炭素の社会の姿として、その構築に向けた取組方向を示しております。

もちろん必要があれば対応することにはなりますが、今のところ、今回の

地球温暖化対策総合計画の改定内容は、目標の見直しや取組の追加などによるもので、環境基本計画の見直しにつながるような変更はないものと考えております。

引き続き県民、事業者、市町など様々な主体と協力、連携しまして、脱炭素社会の実現に向けてオール三重での取組を推進してまいります。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 目標を見直していただけるということで、さらに上積みしていくってなかなか勇気があるというか、前に一步進めていくような計画の見直しにつながってくるのかなと思っています。

まさに時宜を得たということではありますが、それだけに相当努力を積み重ねていただかなければ実現がしないのか、計画だけに数字が躍ってもそれが実現しなければ何なりませんので、ぜひ今後の御努力に期待させていただきたい、このように思います。

次に、令和4年度組織改正についてお伺いさせていただきたいと思います。

今回、多様な行政ニーズに的確に対応するためとして、人口減少対策、産業振興、災害即応・連携体制の強化、ゼロエミッションプロジェクトの推進、児童相談体制の強化、スポーツの推進、新型コロナウイルス感染症対策のさらなる推進など、七つの課題に関わる組織を改編するほか、戦略企画部の機能強化のために秘書業務を総務部に移管するというところであります。

ここで挙げられましたそれぞれの課題、現在、県政が直面している極めて重要なものばかりでありまして、その機能強化を図ることには異論はございませんが、組織を変えただけで組織目的が達成できるものでもございませんし、まさにこういう組織改編というのは目的達成のための第一歩であると、このように理解をしております。

まず、知事のこれら一連の組織改正に込められました意図といたしますか、思い、目的を改めてお伺いさせていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一见勝之） 議員が御指摘いただいたように、組織をつくっただけで

もう物事が終わるというわけでは全くありません。組織は物事を前に進めていくための意味ツールであります、このツールのつくり方も大事なことは実はこれも言うまでもありません、物ができていないと前に進めることができないというわけであります。

私は国の行政機関で働いてまいりまして、組織の業務もかなり長いことやらせていただいたんですけど、組織の考え方というのは様々な課題に的確に対応すると、一言で言うとそれだけの話であります、分類をするとすると、二つのことがあるかなと思っています。

一つは、新しい課題というのはどんどん出てきますので、それを旧来の今までの組織で対応できるかという、やっぱりできやんところがあるんです。課が二つに分かれて、三つに分かれたりして、それぞれでお見合いしてしもうて、うまいこと進まんということもありますので、そういうときは新しい課をつくって整理していくというのも重要であります。そのときに、今までやっておった課の業務をそこに集めるわけですから、今までの課の業務は変わってくると、こういうことであります。

もう一つは、例えばある課とある課の間でどっちがやるのか分からん、ポテンヒットみたいな仕事はやっぱりようあるわけでありまして、そのときには間に入っている間仕切りを変えることによって責任を持つ課を明確に決めると、新しい組織をつくるということと今までの組織の担当している仕事を変えると、この二つが大きな組織の変更のポイントやと思っています。

今回、発表させていただきました組織改正のポイントは、要因というんですかね、体制、人員というんですか、定員というのも含めまして申し上げますと、大きく、先ほど御指摘いただいた項目に力を入れてこれから県政を運営させていただくという意味を込めまして、組織と、それから定員の充実をしているものであります。

最初に出てきています人口減少対策は先ほども申し上げましたけれども、三重県にとってこのままほっておいたら大変なことになると。ただ、何らかの手だてを打っていけば人口減少が止まるということはないとは思いますが

れども、その減り方を緩やかにすることはできるし、発展を継続していくことができるというので重要であります。そこに新しい課をつくりますし、また、要員、定員も増員をします。

さらに、観光行政もこれから三重県が行政展開をしていく中で、あるいは発展を考えていく中で、非常に重要な鍵になる分野でありますので、ここにも増員をしています。

さらに災害対応、これも強じんな美し国の強靱なる部分ですけれども、三重県の人たちが安全・安心に暮らしていくという意味で非常に重要ですから、ここも課を新設いたしますとともに、要員を増やしておるわけでございまして、同様に「ゼロエミッションみえ」プロジェクトと書いてありますけれども、カーボンニュートラルの関係、ここも定員を増員しているということです。

いろんな仕事がぎょうさんありますので、本当は全部に増員できたらいいんですけど、それはやっぱり県民の税金を使って私ども仕事をしている以上、仕事の選択と集中も必要だと思っています。

まずは今、頑張ってやっていかなきゃいけない、ドライブをかけてやっていかなきゃいけないものに集中して、その仕事が仕上がったらまた次というふうに考えていくということが、重要だと思っております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 先日、前の地域連携部長で、今、三重県商工会連合会の専務理事をされています大西さんが来られましたので、大西さんがおらんようになったら途端に地域連携部の課も増えて組織強化が図られたよと言いましたら、今までは部長が優秀やったのでそんな課を増やさんでもよかったんやと、こういうふうにおっしゃっておりました。

大西さんが優秀であったかどうかは別として、組織機構をいろいろと動かしていく上ではやはり人なんですよね、最後は。やはり人が、人材が十分に育成されて、その組織をきちっと十二分に動かせるという体制でなければやっぱり組織というのは動いていかない、こう思っていますが、今回、組織

改正の議論はありますが、人材育成の話があまり聞こえてこない。

組織改正と人材育成はセットだと思うのですが、今回の組織改正案は人材の育成についてあまり語られておりませんが、人材育成をどのようにお考えなのか、聞かせていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 組織をつくっただけではものは動かんと先ほど申し上げましたけど、何より大事なのは、おっしゃるように人材です。幾ら立派な組織をつくっても、そこで働いている人の士気が上がらんとということでありますと、それはやっぱりいい仕事はできません。

私は民間でも働いてまいりましたけど、役所でも働いてきましたけど、その経験で申し上げると、やっぱり人がしっかりとしていないと、いい仕事はできないと思っています。

さらに申し上げますと、やっぱり修羅場というんですか、大変な仕事を経験してくると人間は育つと思います。ただ、その人には、やっぱり限度がありますので、限度を超えて仕事をさせるということになると、それは肉体的にも精神的にも耐えられなくなるので、その頃合いを見ながら、ある程度負荷をかけて人を育てていくというのは、非常に重要なことだと考えているところです。

人材育成に関して申し上げますと、我々が若い頃、役所に入った頃は、人の仕事を見て盗めとか、議員も同じようなことを言われたことあるんじゃないかなと思いますけれども、教えてもらわんでも自分で仕事を考えろと言われてましたが、私自身はそれは効率的ではないなと、合理的でもないなと思います。

したがって、職場での学び、OJTもとっても大事だと思いますが、それ以外にやはり研修をしたりとか、あるいは異なった仕事の文化、あるいは異なった仕事を体験できる出向とか派遣、こういう人事制度は非常に大事だと思っています。

三重県では三重県職員人づくり基本方針というのがありまして、コンプラ

イアンス、チャレンジ、コミュニケーションを掲げて人材育成に取り組んでいるところであります。現在、一定の成果が出ていると私も考えておりますけれども、これは常にやはり見直しをしていって、その時点、その時期に合った人材育成をいかにつくっていくか、これが重要ですので、また皆さんとも御議論させていただきながら、つくり上げていきたいと考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

**○41番（三谷哲央）** 修羅場をくぐって人材が育成されるということならば、県議会議員なんていうのは選挙という修羅場をくぐってここに出てきておまして、無投票という人もおりますけれども、それなりのものだと思っております。

組織、人材も大事なんですけど、もう一つ、ぜひ御検討いただきたいなと思っていますのが、今は令和5年度に向けて組織機構の在り方を検討するための会議を設けるということで、庁内で検討を進めるということになっております。その検討項目の中に県の出先といいますか、地域機関の在り方をぜひ御議論いただきたいと思っております。

県の地域機関といいますのは、県民と直接ふれあう場でありまして、市町などの基礎自治体とも大きく関わってくる場面が多い。その意味からも、県民が県政を一番身近に感じるのが地域機関、出先なんです。それだけに、今まで県の出先の在り方、地域機関の在り方というのは、歴代知事の考え方、政治哲学が、ある意味、色濃く出てきている場でもございます。

例えば、北川知事のときは、公的関与の考え方に従って、住民サービスは最も住民に近いところで意思決定するのがいいよということで、県の出先でございます県民局に一定の財源、権限を与えて、市町からの窓口を専ら県民局が担うというような体制になりました。

しかしながら、市町との窓口を専ら県民局が担っているということもございまして、知事と市町村長との関係が風通しが悪くなったというようなことがあって、野呂知事のときには、県民局から土木行政を本課のほうに戻すとか、いろいろ本庁のほうの権限を逆に大きくしてきたというようなこともござ

ございました。

また、鈴木知事のときになりますと、東日本大震災の直後ということもございまして、今までの県民局を地域防災総合事務所、こういう名前に変えて、その所長は危機管理地域統括監を兼務するということになりました。

この危機管理地域統括監の役割、権限というのは、いまだに私よく分かっておりません。一説によりますと、市町の防災担当者の会議のときの司会進行役だという話もございしますが、かなり当初の設置目的とは違うものになっているのではないかなと、そんな思いがしております。

今回、令和5年度に向けて、組織機構の在り方について検討するための会議を設けるということですが、ぜひ知事の基本理念、先ほどいろいろおっしゃいましたが、そういうことの具体化としての県の地域機関の在り方の議論も進めていただきたいと思っています。

例えば、本年度が人口減少対策元年ということならば、その人口減少対策の一線を担う市町の声等もしっかりとお聞きいただいて、地域機関がどうあるのが一番いいのか、こういうふうな議論もぜひ進めていただきたいと思っております。

若手職員の意見を聴いてボトムアップでやるんだと、この前、お話がありました。市町の意見や現場で苦勞されている方々の御意見も十分に考慮されて、御検討いただければと思っておりますが、改めてお考えをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私は国の行政機関で働いてきて、組織の仕事もさせていただきましたけれども、そのときに考えておりました、自分で考えておりますのは、やっぱり大事なものは、そこの組織で働いている人が働きやすい組織にしなきゃいかんというのは、一番重要なことだろうなと思っています。

でも、それよりももっと大事なものは、国の行政機関といたら国民のために働ける組織なんかどうか、そこが重要であります。これは県でも全く同じではないかと、私は今考えているところでありまして、御指摘いただいたよ

うな知事の政治哲学で大事な組織を本当にいじっていいのかなというのは、今回の組織改正をやるに当たっても県庁の職員の皆さんとよく議論して、この課題が三重県にとって必要やよねと、ほんだらやっぱりこういう組織、今、欠けていると違うかなと、それをつくったほうがええと思うけどどう思いますという話で、実は改正させていただいたという思いが私自身にはあります。

これからも同様でありまして、平成3年に実は国の組織、運輸省時代ですけども、組織改革をしまして、そのときに私も担当していたんですけど、やはりこれからの組織を担っていく若い人間、その人たちが今どう考えているのかということ意見をやっぱり集約して、これからその人たちが働きやすい組織にしていかないかんという意味で、私は令和5年度に向けて県庁の中に検討体制を設けて議論してほしいということをおっしゃっています。

そういう形のものをつくっていき、当然、若い人たちの意見だけではなくて、今まで行政経験をしている部長、課長、そういった声も含めて、一番いい組織というのはどういうものかというのを、つくり上げていきたいと考えているところであります。

当然、その前提になりますのは、市町の皆さんの声もあると思います。さらには、県民の皆さんが、こういうふうな課題があるんやけど、それに対して対応してくれへんねやと、何とかしてくれへんかなという声があったら、それに対応できるような組織もつくっていかないかんと思っているところでありますので、そういう議論する場でしっかりと、時間はかかりますけれども、知事の思いつきだけでこうやこうやって、今までの知事がそんなことをされてきたとは思いませんけれども、ああやこうやということは私は控えたいというふうに。ただ、今すぐに対応せないかんものは、この4月からもうどんどんやっていかなきゃいけないので、組織改正をさせていただくということでもあります。

それが一番分かりやすく出てくるのが、地方組織やと思います。私も国にいるときに、名古屋のいわゆる出先というふうに言いますが、地方局で勤務をした経験もありまして、地方局のメリット、デメリットというのはある程

度分かっているつもりです。恐らく県の県民局も同じことがある。

一つは、地域情報の収集の役目を持っておりまして、それから県民に行政サービス、先ほど議員がおっしゃった、そういう役目もっておりますので、非常に重要な組織やと思います。

そういう地方の組織を充実させるということのメリットは、地域でまとまった行政ができる、市町の方々と議論が簡単にできる、即座にできるというのはあると思います。

デメリットとしては、本庁と直接話をしたいのに、間に地方何とか局というのもそうなんですけど、国もそうなのですが、入ってしまうとワンクッション置いてしまってスピーディーな行政展開が期待できへんと、こういうこともあつたりします。

そういうメリット、デメリットもしっかり考えて、どういう組織がいいのか、県民の皆さんのニーズに応えるにはどういう組織がええのか、あるいは市町の要望に応えるのはどういう組織がいいのか、それも含めて議論をさせていただきたいと考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

**○41番（三谷哲央）** 出先議論のときには、ぜひこれからはDX、デジタルトランスフォーメーション、こういうものもどう生かしていくのかという観点もぜひ入れて、御議論をいただきたいなと思います。

次に、人口減少対策予算についてお伺いしたいと思います。

今年、人口減少対策元年ということで、人口減少対策を強力に進めるといって、今までになかったように移住促進課等々も新設ということで、期待しているところでございますが、人口減少に歯止めをかけるというのは一地方自治体でできる話ではなくて、まさに国策として今日までやってきております。

国のほうも地方創生という旗を振ってやってきておりますが、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくれというような話もございまして、しかしながら、一向に人口減と東京一極集中に歯止めはかかっておりません。

役人から出身の知事を前にして申し訳ないんですが、霞ヶ関のほうの判断が地方自治体の判断よりも優先するような地方創生の仕組みでは、なかなか効果が出ないのは仕方がないねというのは、この本会議でも今まで何回か言ってきています。

今回、人口減少対策費で2000万円計上されておまして、三重県における人口減少の現状や背景、少子化や転出者等の状況云々を把握するために調査するということですが、言わせてもらえば、今さら何をおっしゃっているんですかということなんです。今日までいろいろ御調査もいただき、対策も取ってきているのではないかということなんです。

組織をいじっただけでは、先ほど来の話じゃないですが、人口減に歯止めがかかるわけでもありませんし、コロナ禍で東京の中心部から転出者が出ているよという話もありますが、ほとんど東京近郊で収まっている話でございまして、やはり国の仕組みそのもの、国のいろいろ地方創生をはじめとしたそういう施策にきちっと物を申して、抜本的な対策を講じていく必要があると思いますが、お考えをお伺いさせていただきたいと思えます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御指摘いただきましたように、来年度から力を入れてやっていく施策として人口減少対策というのがあります。今までも人口減少対策ということでやってきたことはやってきたんですけども、しかし、県庁の中で司令塔となるところが実はありませんでした。

これは県庁職員とも話をしまして、しっかりとやっていかないかんなど、中心になるところがまずないと、責任課というのをしっかりつくってやっていこうということで了解も得まして、やっていこうということにしたものがあります。

人口減少は、これは一朝一夕に解決もできませんし、恐らく減少を止めるというのはなかなか難しいですね、このスピードを緩やかにしていく、そのために各県、今、努力しているわけでありますので、三重県も今からそれを大きな課題ということで、今までもやってはきましたけれども、改めて大き

な課題と認識をして、ここ最近でも、いろんな進んだ取組をしているところがあります。例えば千葉県流山市なんかもそうです。確かに東京からいろんな人を持ってこようということで進んでいるところがありますが、議員が御指摘のように、その成果は実は三重県はまだ及んでいないのは事実です、東京からの転出者という意味では。

ただ、三重県の周辺を見てみますと、大人口を抱えたところが、例えば大阪があったり、名古屋があったりするわけですね。そこへ通勤される人は、別に三重県に住んでいてもいいじゃない、現にもうそういう方がおられますので、三重県が豊かで子育てしやすいととてええところだということであれば、三重県に住んでいただいて、そういったところに通っていただく。これも進めていかないかと思しますので、そういった東京周辺の町の取組もしっかりと勉強して、何ができるのか。

実は、これは名古屋とか大阪だけではありません。和歌山県新宮市もそうです。今、結構、頑張って紀宝町とか取り組んでいただいていますので、その取組をほかにも水平展開できないかどうかということもやっていきたいと思ひます。

そういう意味では、県でできることは何かというのをまず考えないといかんということでありまして、移住策でありますとか、UターンとかJターン、どうしたらさらに進むかということを考えていきますが、必要に応じて国への提言とか要望もやっていきたいということも考えております。

[41番 三谷哲央議員登壇]

**○41番（三谷哲央）** 人口減少に対する対策というのは、もうこれは本当に大事な課題だと思います。

ただ、今、先ほどもお話のありましたように、自然減にこれを歯止めかけるといのは非常にもう難しい。出産可能年齢の女性の数も絶対数がもう少なくなっている中で、ここに歯止めをかけて何とかこれを止めるというのは非常に難しい話だろうと思ひますので、どうしても社会減対策に注力せざるを得ないのかなと思ひております。

ただ、社会減対策も移住やと、これも大事ですよ、移住だとかというのも大事ですけども、年間300人、400人の移住の方が来ていただいても、3000人、4000人が消えていかれる中ではなかなか焼け石に水の部分もあるでしょうし、今までも何回か議会で指摘させていただきましたが、一旦移住された方がこの三重県にどれだけ定住しているのかという、この数字というのはいまだ明らかになっておりませんし、結局来られても、やはりここにきちっと住まわれて、そして、その御本人だけではなしにその子どもや孫も同じようにこの三重県にお住まいをいただくということで、初めて人口というのは確保されていくわけですから、そういうところの対策も併せてお願い申し上げたいと思います。

今日、いろいろとお伺いさせていただきました。一見県政、いよいよこれからスタートということでございますので、大いに期待いたしておりますので、我々も、我々というのもおかしいな、私もしっかりと応援させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げ、代表質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時20分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 代 表 質 問

○議長（青木謙順） 代表質問を継続いたします。46番 中森博文議員。

〔46番 中森博文議員登壇・拍手〕

○46番（中森博文） おはようございます。

自由民主党会派代表をさせていただいて、名張市選挙区選出の中森博文で  
ございます。議長のお許しをいただきましたので、代表質問をさせていただ  
きます。また中森かよとおっしゃらずに、お付き合いのほどよろしくお願  
い申し上げたいと思いますが、まず、プロローグでございます。

昨年、少し触れましたけれども、江戸川乱歩のお話でございます。三重と  
こわか国体の式典演技において、あの名探偵明智小五郎が語り手となって謎  
解きが行われるはずでありました。

パネルを御覧いただきたいと思いますが、（パネルを示す）これが式典の  
中の一部のシーンでございますけれども、式典でこういうのが映像で行われ  
るという、いろんな画期的な準備をしていただいております。

このセンターにおられますのが三重県出身の有名な俳優でございまして、  
名前を言うまでもない伊賀市の私の後輩となるわけでございますけれども、  
そんな偉そうな立場じゃありませんけれども、明智小五郎役でございますが、  
前に少年たちがおられますけれども、彼らは少年探偵団ということで、両手  
を上挙げていただいております。

少年探偵団は、三重の魅力を紹介する、後ろにおられますダンスなど、各  
学校とかいろんなところでのダンスで、国体の聖火ではありませんけれども、  
炬火と言うんです、炬火を燃やす力、それが応援の気持ちだったそうですね。  
気づきながら、とこわかの力というのをみんなに気づいてもらえるように、  
明智が仕掛けたトリックだったそうでございまして、せつかくのこの式典の  
演技がなかなか紹介されずに、機会がなかったということでございますが、  
何を隠そうというんですか、今、（パネルを示す）その謎がこの2月に県内  
の全ケーブルテレビで放映されている特別映像で解明されておりますので、  
できたら皆さんも御覧いただきたいということでございます。これがPRで  
ございます。

改めて、江戸川乱歩ですけれども、1894年、明治27年、乱歩は名張市で生  
まれ、本籍は津市、2歳の頃、父の転勤で亀山市へ。その後、1917年、大正

6年に三重県に戻ってこられて、鳥羽造船所に就職されました。そのとき、大正8年、坂手島の小学校教諭の村山隆子さんと結婚されて、同大正10年、小説家としての道に進まれたと。その後、大正12年、1923年、処女作「二銭銅貨」を発表しました。二銭銅貨って皆さん御存じない方もおられますけれども、私が持っている二銭銅貨、(現物を示す)これはたまたま名張市で、今、流通しております、お菓子が購入できる二銭銅貨でございますけれども、来年が記念すべき100年の節目の年になるわけであります。

節目といえ、平成16年、私が県議会議員をさせていただいた1年後ですけども、2004年、「生誕360年 芭蕉さんがゆく 秘蔵のくに 伊賀の蔵びらき」が県の事業で開催されました。あれから18年でございます。そうすると、2年後の令和6年には生誕380年の節目の年になるわけであります。

このパネルを用意したんですけども、(パネルを示す)懐かしいですね、写真となっておりますが、これ。県の事業ですので、県ののぼりを持って、たまたま私がセンタリングしておりますけれども、これは全国の議員が集まって愛知県でいわゆる野球大会が開催され、我が三重県チームも出場し、全国の各議会の中で、ある数県のチームがそれぞれの県のよさやPRを発表するという意見交換の場で行ったのではないわけですが。県の事業はしっかりと全国に発信した、議員としてもそんなことをさせていただいたというのがこの写真でございます、向かって左が某鈴鹿市長でございますし、さらに旗を持っているのがうちのというのか、中嶋議員ですし、着ぐるみの横におられます忍者姿の当時県議会議員だった、現在、衆議院議員になっておる方でございます。石原代議士です。

こんなことをちょっと紹介させていただいたわけでございます。若かりし同期のメンバーですけども、この写真の謎となっていたのは、実は誰が写真を撮ったのかなというのがちょっと不明でございます、これは青木議長でございます。これは謎が解けまして一安心したんですけども、ミステリーはこの写真で登場した芭蕉さんなんですね。これ、謎解きになりますけれども、芭蕉に扮した着ぐるみは一体誰だったんでしょうかということなん

です。後刻、時間があれば説明したいんですけども、もうそんなんしている場合じゃないかなと思うんですけども、ヒントは、ヒントはですよ、これ、県の事業ですね、着ぐるみをお借りしたら、身ぐるみをお借りすることができたということでございまして、これで大体、推測されるのではないかなと思うんです。当時、芭蕉にちなんで、一般質問のこの場で、芭蕉といえは旅人なんですけれども、観光政策や三重の住まいの在り方について質問させていただいて、「蔵開き 伊賀はいかがと たびすまい」、こんな一句を詠んだのがそのときでございまして、そういうことをかみしめながら、質問に入らせていただきます。ちょっと長くなりましたけれども。

強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）の話は、先ほどの概要案にも関わります。詳細な質問なり、御回答をいただきまして、重なることは避けたいかなと思うんですけども、先ほど申し上げましたように、三重県にゆかりのある先人が多くおられますので、三重県の魅力のツールとしてビジョンに使っていただきながら、旅人が訪れたいくなるような、そして、三重で住んでみたいくなるような、選ばれる地域になっていただければと思うところでございます。

このビジョンにつきましては、そもそも都道府県や市町の総合計画に当たるものなんですけれども、法律で策定が義務づけられているわけでもございませんけれども、一見知事は強じんな美し国ビジョンみえで策定することを判断されたわけでありまして。

総合計画は行政運営の最上位、基本指針を取られ、行政主導によって策定されますけれども、知事のリーダーシップの発揮の下、知事の関与は大きく、成案提出に向けて検討が進められていると理解するところでございまして、そこで、三重県議会は、中長期的な計画に議会の議決を必要とするということ、そういう関与が議会も必要でございまして。もちろん議員からの意見も踏まえながら、よりよいものにしていただければとお願いするわけなんですけれども、ここで質問は、強じんな美し国ビジョンみえについて、なぜ知事はこの長期構想を策定するのか、改めてビジョンに込めた思いについて知事の所見

をお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員からは、三重とこわか国体・三重とこわか大会で、本来オープニングで流すはずでありました映像、残念ながら中止になりましたので、実際に考えていた場所では流せないようになってしまいましたけれども、今、特設サイトで公開しております。そこに触れていただきまして、誠にありがとうございます。

また、その中に出てきます明智小五郎でも解けんような難しい、誰が芭蕉の中に入っておられたのかという謎も出していただきまして、これも誠にありがたいことだと思っております。

芭蕉は、奥の細道の冒頭で、「月日は百代の過客にして、行き交う年もまた旅人なり」ということを言っておられます。昔から、三重県は旅に関係のある県であったのかなとも考えます。そういう意味では、ちょっと牽強附会かもしれませんが、観光というのをしっかりとやっていかないかなと思いを新たにしたところでもあります。

県政を展開していく上でやっぱり一番大事なのは、先ほど三谷議員からも御質問いただきましたけれども、県民の皆さんに説明していくというのが一番大事なことやと思います。それも分かりやすい形で、できたら伊勢弁でと、こういうことになるとは思いますけど、中長期的な計画、県政を取り巻く課題はやっぱりようけありまして、これに対してどう対応していくのかというのを明確に示していくのは難しいんですけど、でもそれをやらなアカんと考えておりますので、そのためにまず県政の課題は何なんやろかと、それを整理することが重要であります。それが実はこの強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）の役割の一つであります。かつ、それにどう対応していくか。

先ほど、松尾芭蕉の節目の年のお話をいただきました。今年はずまぜらん艦隊が世界一周をして500年目の節目の年でもあります。艦隊が航海するのに一番大事なのは、海図とそれから羅針盤であります。当時は海図はやっぱりなかったです。そのときに航海のよすがとなったのは羅針盤なんです。

私たちがビジョンをつくっていく、10年の計画をつくる、さらに5年の計画をつくる、それは、言わば航海をするときの羅針盤のようなものと思っています。

今、三重県を取り巻いているリスクに対してどう対応していくのか、チャンスを見逃さずにどう対応して三重県の発展につなげていくのか、それを考えていくのに一番大事なのが、その航海の羅針盤になるようなものがビジョンだと思っているものですから、これを策定していこうと考えたものです。

今までの県政も長期計画をつくっておいでになりました。今ありますみえ県民力ビジョンはつくられてからほぼ10年がたちます。10年がたちますともう時代も大きく変わってくるので、そろそろこの辺で新しい長期計画をつくって、県民の皆さんの安全・安心を確保し、かつ三重県がこれから発展していく、選ばれる地域となるようにどういうふうにしたらいいのか、これを議論してつくっていこうということで、ビジョンをつくっていくということでもあります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。

私も展望する三重の姿を少し述べたいと思いますけれども、南海トラフ地震などの災害対策が進んで、県民の命、暮らしが守られてきていると。人生100年社会を見据え、長寿社会の最先端を進んでいると。強い三重の経済力で県民の所得が増えてきている。東京一極集中が是正されつつあり、大都市の機能や人口が誘導されつつある。若者の定着が戻りつつあり、少子化に歯止めがかかってきている。三重の魅力が発信され、交流人口が確実に拡大してきた。そして、誰もが優しい、自立と共生社会が根づいてきていると、このような姿を私は感じながら、期待するところでございます。

続けて、当面する5年間の戦略計画みえ元気プラン（仮称）（概要案）についてでございますけれども、先日、全員協議会で、我が会派の村林議員から、ビジョンの政策展開方向の柱に対し、本プランの政策、施策がどうリンクされているのか、もっと分かりやすく整理してほしいなど、こんなこと。

また、プランの進捗が我々議会も検証ができるように工夫してほしいという意見を申し上げたところでございまして、よろしく御対応をお願いしたいと思います。

また、このみえ元気プランに、先ほどお話がありました7つの挑戦が特記されております。闘いに挑むと、挑戦です。ここは困難な課題や、やるべき新しいことに立ち向かうと受け止めるわけなんですけれども、特記された7つの挑戦について、改めて知事の御所見をお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） みえ元気プラン（仮称）のほうでございませうけれども、これは10年のビジョン、そのうちの5年間ですね、頭の5年間をどういうふうに行政展開していくかということを書かせていただいているものでありまして、まず冒頭で、三重県政にとって課題が多々ありますけれども、それを12の項目にまとめさせていただきました。

それが第1章なんですけど、第1章は、今のまま、あるいは何もしないでおくとうなるかということも書かせていただいて、必要な施策を講じていったら5年後にどんな三重県になるかということも併せて書かせていただいております。

また、これは、これからしっかりと議論して中身を詰めていかなきゃいかんわけですけれども、第2章のほうでは、今までのやり方でやっている問題がある、三重県の発展が阻害されてしまう、あるいは今のままですと県民の安全・安心が守れやんと、そういうものを七つ掲げまして、積極果敢に対応する、そういう意味では挑戦という言葉を使わせていただいておりますけれども、ドライブをかけて一層進めていかなあかんというものをに入れておるわけであります。

全部で七つありますが、一つ一つ御説明させていただきますと、最後に俳句を読んでいただく時間がなくなってしまいますものですから、簡潔に申し上げますけれども、新型コロナウイルス感染症への対策ですね、これは先ほど御指摘もありまして、ちょっと表題、これから考えていかなあかんと思っ

ていますけれども、私も就任後すぐに各病院を走り回らせていただいて、新型コロナウイルス感染症対応をやらせていただいたつもりでございます。

議会からの御指摘も頂戴しながら、また、県庁職員も一生懸命頑張ってくれまして、第6波、何とか——何とかですね、みえコロナガードや新型コロナウイルス感染症対策大綱に従って何とか今しのげている状態ではあるとは思いますが、予断を許しません。明日どうなるかも分かりません。やっぱり継続してしっかりと対応していかなきゃいかんということで、ここに掲げさせていただいておりますし、そういう意味で、同様に安全・安心というのも重要でございますので、災害、防災対応も掲げさせていただいております。

そういうリスクだけではなくて、チャンスの部分も書かせていただいています。先ほどの松尾芭蕉の旅人の話ではありませんけれども、新型コロナウイルス感染症が収まったら多くの観光客に、三重県にまたかつてのように、いや、それ以上に来てもらわなあきませんので、観光に力を入れる。それから、産業振興もやっていかなきゃいけない、デジタルもしっかりやる、それから何よりも子どもたち、子どもたちが生き生きと育つ三重県にしていかなきゃいけない。

トータルとしては、やっぱり人口減少をしっかりと対応していかなきゃいけないというのは、議員が御指摘のとおりであります。そういったことを書かせていただいているところでございまして、この中身については、議会の皆さんの御意見、あるいは県民の皆さん、市町の皆さんの御意見、それから、県内外の有識者の方々の御意見をいただきながら詰めていきたい、充実したものにしていきたいと考えております。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。

積極的に取り組んでいかれると御答弁されまして、理解するところでございます。付け加えると失礼な言い方になるんですけども、私から気になる2点だけ申し上げますと、やはり県民の安全・安心のためには、南海トラフ地震臨時情報が出されたときの準備は、これはやっぱりしておく必要があ

のかなというところを触れてほしいなということ。

それから、少子化対策になるかどうかは別として、私も本当、質問しなかった家族政策もあったんですけども、多子家族への支援策というのを三重県独自で考えていただくと一味違うというのか、そういうところへメスを入れていかないと、少子化はストップがかからないのではないのではないかなと、このように感じますので、これは要望させていただきます。

さて、挑戦というのはイングリッシュでアタックということも聞くんですけども、何が必要かなと、アタックするためにはやはりまず、バレーボールでいえばレシーブされた課題がうまくコントロールされまして、確実にトスされて、アタックしやすいようなタイミングとか計るじゃないですか、そしてブロックされないように、抵抗されないように工夫することが必要かなと。

そのためにはチームワーク、作戦が必要でございます。知事の立場でいきますと監督、もう采配ですね、もちろん県民や職員というのはいろんな方々の選手だと思っんですね。信頼関係がなければ、監督が幾ら言うても勝負にならないと、アタックできないと、こういうふうに考えます。

そこで、次の質問に入るんですけども、前は広く大きな話で質問、県政の基本姿勢を聞きましたけれども、今回もうちょっと内面的な姿勢、一見知事のことをもっと知りたいなと、こんな県民もたくさんおられまして、聞いてみるわと、こんなことでございます。

いろんな出してきた資料によりますと、県政推進に当たっていい言葉を言うていますね。「信なくば立たず」、論語から御引用されて、軍備、食糧、民衆の信頼の三つを挙げられて、兵を去り、食を去ることになっても信を去ることはできないと、県政推進に当たっては県民の信頼が最も大切であると。加えて、行政改革を進めるに当たって、職員の士気を落とさずに行政サービスの向上を進めることも重要と述べられておるわけであります。

信頼される県政とは、どうあれば信頼されるのかなという質問になるわけでありますけれども、同時に職員からの信も必要ということで、質問は、ど

うすれば県民や職員から信頼されるのか、信の在り方について知事の御所見をお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） まず、プランにつきまして、2点貴重な御提案をいただきましてありがとうございます。じっくりと検討させていただきたいと思えます。

行政展開、行政だけではありませんけど、どんな組織でも人間が2人以上集まったら、やっぱり信頼というのがないと物事は前に進めやんと思えます。

議員から論語の話も掲げていただいております。古くから、世界どこでも信頼というのが一番大事なんだということは言われておるわけでございまして、国で役人をしてきました私の経験でいっても、やはり国民から信頼されないと、行政というのはできないと強く思ったところでもあります。そういう意味で、行政官としての矜持は常に国民のことを考えて行動する、そうすれば国民の信頼も勝ち得ることができると思っていますところでもあります。

さらに、国もそうですし、県もそうですけど、職員の皆さんに信頼していただくというのをどうすればできるのか、これは非常に難しいところではありますが、最も印象に、私が35年間の国の行政官の経験で印象に残っているのは、人命救助とか国境警備の最前線で働く職員を擁している海上保安庁の経験であります。

海上保安庁の海上保安官諸君は、命をかけて職務に当たっています。上司とか仲間の信頼がなければ業務はできません。いつ命を落とすかも分からない職場だからであります。そのときは彼らの気持ちを考えて、一步先、半歩先でも打てる手をどんどん打っていくということが、海上保安庁の幹部であった人間の使命だと思っていました。果たして信頼を勝ち得たのかどうかは分かりませんが、そういった姿勢で対応するというのが重要だと思います。

県庁での職員からの信頼も、これがないと仕事ができせんので、何とか勝ち得たいと思っていますが、そのために私が心がけていること、それでう

まくいくかどうか分かりませんが、でも常に私の正すべきところがあったら教えてくれと、これは言っているつもりでございまして、やり方としては、まず議論をするというのが大事です。上意下達でこうやからやってくれというのではなくて、どういうやり方が一番ええのかと。1人では何も分かりませんが、やっぱり3人寄れば文殊の知恵という言葉もありますので、したがって、議論して一番ええ道を探していく。

よく会議で言ったのは、ここは円卓でええでなと、誰が偉いわけでも何でもないやで、誰でもこの会議に参加している人は意見を言うてんかというので、話を聞いていきたいと思っていますし、そういうふうになっているつもりです。そういう意味では、風通しというのは非常に重要やと思います。

もう一つ重要なのは、自分が信頼されようと思ったら職員を信頼すること、これも大事かなと思います。私は県庁職員、非常によく働いてくれると思います。信頼に足る人たちだと思っています。そういった仕事の仕方をこれからも続けていきたいと思っています。

また、県民の皆さん、もうこれは三重県に生まれて育ってきた人間としては、三重県を離れたときはありますけれども、三重県の人たちの真面目さ、優しさ、今回のコロナ禍でも出ていますけれども、それは信頼しています。県民の皆さんにも信頼していただきたいと思っていますけど、議員からも言っていただきましたように、まだ、どんな人間ってなかなか分かってもらえやんと、本当は各地に出かけていって、県民の皆さんとお話をせなあかんと思っています。コロナ禍で今それはちょっとできていないんですけれども、新年度になりましたらいろんなところに出かけていまして、県民の皆さんと話をさせていただきたいと考えているところでございます。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） 安心したところでございます、実は我々議員も同じなんです。もちろん家族をはじめ地域の皆さんや団体の皆さんは、中森の話を聞いてくれているのかな、伝わっているのかなと、一番気がかりでございます。

逆に、あんな人の言うことなんかまともに聞いてられやんよね、当然であります。信用のない人や信頼されていない人の話は、誰からも聞いてもらえないと思います。信用や信頼の「信」という字はにんべんであります。それに言葉、「言う」と、見事な字でございますね。人の発する言葉というのは信ずるに足りる、信頼に値するということでございます、信頼関係がなければ会話や伝達が成立しない、こういうことでございます。逆に信じている人の言葉には耳を傾けるということでもあります。県民の信頼によって進める県政は、知事への信頼がいかに大切かということでございます。

信頼関係があっても自分には関心がないんよと、興味がないんよと、急いでへんし、聞き流してしまったり、聞くけれども行動まではということもたまにありますね。しかし、尊敬している人の言葉には耳を傾けるんですね。あの人のおっしゃることだから、聞き逃したらいけませんねって、行動がおのずと伴っていきます。尊敬の「敬」なんですね。

今、面接会場では、あなたが尊敬する人はどなたですか、今は問うことはできません。愛読書やあなたのモットーとする言葉、その人の信条、お人柄ですね、人権や個人情報に触れるということで、できません。しかし、我々政治に関わるものは、そうはいきませんね。政治姿勢、信条、人格は問われるんです。

私の中高生時代での尊敬する人は、剣道の先生でした。礼儀を重んじ、相手を思いやる、卑怯なことはしてはいけない、親や先生に恥をかかせてはいけないことなどなど、いわゆる武士道精神ですね、教わりました。

最近では、道德教育で有名な野口芳宏先生ですね。先生から受けた授業は印象的で、今も尊敬しているお方でございます。尊敬する人が言うことですので、意見を聞いて自分の考えを決めようと、よくあることです。

「三尺下がって師の影を踏まず」という言葉があります。あの尊敬する先生の陰ですら踏むことはおこがましいと、私は三尺下がって先生の影を踏んだりしないという、心からの尊敬を表しております。

学校では、「仰げば尊し 我が師の恩 別るる後にも やよ忘るな」、こ

ういう歌詞がございます。教師に対する自我を含めた言葉でしょう。職員や多くの県民から、さすがが一見知事と言われるようになっていただきたいし、特に一目置く議員からも、誰とは言いませんけれども、大したものかどうかという気持ちでいただきたいものであります。

そこで、知事が尊敬する人はどのような人かなと知りたいものです。どうあれば尊敬されるような、さすがだと言われるような県政運営ができるのかな。県政運営の基本姿勢について、知事の御所見を改めて伺います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私、以前聞いた言葉で、それはどこの出典なんか探しているんですよ。なかなか見つからない言葉がありまして、現場の指揮官あるいは司令官、上級と中級と三流の指揮官がいると。三流の指揮官というのは、兵よりもいいものを食べて、戦場でですね、兵よりもええところに寝る指揮官、これはもう論外だと。中流の指揮官というのは、兵士と同じものを食べて、兵士と同じところに寝る、これが中流の指揮官。私、びっくりしたのは、それって上流なのと違うかなと、一級の指揮官と違うのかなと思ったんです。そうではない。一級の指揮官というのはどういう指揮官かというと、師、師匠ですね、それを持っている指揮官であると聞いたことがあります。

やはり人間は、自分の考えだけでは大きな仕事はできません。組織を動かしていくのも、なかなか難しいと思います。常に自分を教え導いてくれる人がいるということが、指揮官にとっては重要な、ある意味、資質の一部なんだと思います。

特に私のような非力な人間は、いろんな方にお話を聞いていかないと、きちんとした仕事はできないと思っています。そういう意味で、議員が御指摘のように、尊敬する人も非常に重要であります。自分の考え方の指針の一部になるからだと私は考えていますが、歴史上の人物ということで何人かおりますけど、けいがい接した人、実際にその人の近くで人柄に触れて、この人はすごいな、尊敬できる人だなと思いました人は、約2年間、私は国土交

通省で大臣秘書官をやらせていただきましたけど、そのときにお仕えした冬柴国土交通大臣であります。

くしくも冬柴元大臣は亀山市の出身であられまして、実は秘書官になってからそういう話が分かったんですけれども、尼崎市の人やと思っていたものですから非常に失礼なことでしたけど、分かってからさらに親近感を覚えましたが、冬柴元大臣は人間的にも政治家としても非常に立派な方でありました。

当時、国会では道路整備特別会計が議論される道路国会というところでありまして、もう冬柴元大臣1人が獅子奮迅の働きで質問に対応されておられました。もう寝る間もなく答弁対応されていたわけですが、そんな中でも、答弁も事務方は十分に書けないときもありましたけど、決して声を荒げることもなく、むしろ事務方に御苦労さんと、大変やったなど、大丈夫、大丈夫、自分が答弁するからと、守っていただきました。事務方の粗相というのもありました。いろんな問題も起こりました。それでも僕は君らを信じているからと言って、正すべきことは正されましたけれども、職員を徹底的に守っていただきました。その方に対する尊敬の念、私はそれでいっぱいあります。

残念ながら10年前に、お亡くなりになりました。12月5日であります。たまたま、私はそのときに冬柴元大臣の御地元の近くの空港会社に勤務をたまたましていたものです、これも縁かなと思いますけれども、お別れ会のお手伝いをさせていただきました。

そのお別れの会には、東京から自費で当時の警護官、ドライバーの人、みんなが駆けつけていただきました。それだけ慕われていた人なんです。優しさもあり、正しさも持ち、もちろん聡明であられる。私も難しい問題が起こりますと、心の中の冬柴元大臣に、もうお亡くなりになっていますので直接聞けないのはとても残念でありますけれども、冬柴元大臣やったらどうされますかとお伺いいたします。

そんな立派な人には私は近づくことはできないと思いますけれども、でも

1ミリでも近づけるように、職員に、あるいは県民に信頼していただけるように頑張っていきたいと思っているところであります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。早速、お尋ねやっただ方にお伝えしておきます。

では、「信」と「敬」と今話させていただいたんですけれども、さらにちょっとせっかくです。

だけど、あの人のところへ行くと気がしないんだとか、あの人に一度会いたいとか、顔が見たいという、こういう慕う気持ちというんですか、「慕」という漢字になるんですけれども、これが大切になってくるのかなと思うのです。ほっとする人ですね。そうすると、憧れの人になっていくのではないかと、このように私は感じます。

実は平成17年の2月に、私、質問したんです。これは教育委員会に対して質問したんですね。多分、教育長は覚えていただいていると思いますけれども、研修についてですわ、大上段から質問させていただいた。教育公務員特例法第21条の話なんですけれども、ここには、職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない。研修といえばみんな研究に走りがちで、修養がおろそかになっているということで、当時の一句はこんな、これはパネルは用意していませんけど、これがまだ残っていましたわ。（色紙を示す）

「通信簿 先生用は 信・敬・慕」と、こういうのを何かせっかくなので、種——種というのか、ネタばれになりますのでできませんでしたが、信・敬・慕というのが、当時のお話でした。

その後、その後というのか最近、話が少し変わって恐縮なんですけれども、いろんな言葉が使われることもありますね。先ほど出ましたニュー・パブリック・マネジメント、シチズンズ・チャーター、アクティブ・シチズン、最近ではSociety 5.0、SDGs、カーボンニュートラル、AI、デジタルトランスフォーメーション、GIGAスクールなどなど、これは全部テクニカルなんです、やはりというか、流行言葉でございましょう。

一方、どういう時代にあっても、そもそもあって変わらない不変の言葉が  
ございます。先ほど申したとおり信頼の「信」、尊敬の「敬」、慕われる  
「慕」ではないかなと思うんです。まさに芭蕉の言う不易流行でございます。  
いつまでも変化しない、本質的なものを忘れない中にも新しく変化を重ねて  
いくものを取り込んでいく。知事には、企画の立案、絶えず不易流行の考え  
をお持ちいただきたいと、これはお願いするところでございます。

次の話題に入りますけれども、質問に入りますけれども、ところで、大丈  
夫ですかと、コロナ克服のための医療体制でございます。

まずは、医療機関や関係者の全ての皆様方に感謝と敬意を表し、一刻も早  
い収束を願うところでございます。新型コロナウイルス感染症の状況につき  
ましては、現状は説明は控えますけれども、第5波と比べると幾つかの手段  
や選択肢が増えてきたかなと認識し、現在、新型コロナウイルスワクチンの  
3回目の接種を進めていただいております。接種をちょっと希望しない方へ  
は理解するところでございますけれども、専門家の御意見も聞きながら進め  
ていただければと思います。

また、経口薬ですね、飲み薬、これまで患者への点滴で、そういうので投  
与する治療方法しかなかったんですけれども、飲み薬が承認されたことは、  
非常に県民にとって大きな安心材料になりますね。これらの医療体制が着実  
に進んで、円滑に活用されることが、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制  
につながっていくものと確信します。

そこで、3回目のワクチンの接種の進捗状況と今後の予定について、また、  
経口薬、飲み薬の配置状況や使用状況について、御当局の御所見をお伺いし  
ます。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、3回目のワクチン接種と、それか  
ら飲み薬、経口薬についてお答えを申し上げます。

ワクチンの3回目接種につきましては、令和3年12月から2回目接種の時  
期が早かった医療従事者への接種が始まり、その後、高齢者施設等の入所者

や従事者、その他の高齢者の接種と、順次進められております。

接種間隔については、当初、2回目接種終了後、8か月経過後とされておりましたが、国の度重なる方針変更により、医療従事者や高齢者施設等の入所者等に加え、その他の高齢者も6か月へと前倒しされました。3月からは64歳以下の方も7か月に前倒しすることとなり、さらに予約枠に空きがあれば6か月に前倒しが可能となっております。

これらの方針変更を受け、2月以降の接種対象者の増加に対応する必要が生じ、市町において接種体制の再構築や接種券の前倒し発送が進められておりますが、県としても選択肢を増やすことにより市町を支援し、接種を促進するため、1月30日から県営集団接種会場を3か所開設し、2月末までに予約枠を6000人分確保し、接種を行っております。

昨日の2月23日時点の本県の3回目接種率は15.5%で、残念ながら全国平均の16.5%と比べ低くなっておりますが、接種実績が確実に反映されるようVRSの早期入力を市町にお願いしており、差は徐々に縮まってきております。

一方、国からは8月までに必要なワクチンが供給されることになっておりまして、県から各市町に対し必要な量を上回る配分を示しております。その上で残るワクチンを活用し、2月26日から3月27日にかけて県営集団接種会場の日程を追加し、8000人に接種する体制を整えました。

市町においては、接種券の早期発送、接種会場の増設など、より一層取り組んでいただいているところでありまして、また、必要なワクチンも十分に供給できることから、3回目接種はさらに進んでいくものと考えております。

続きまして、経口抗ウイルス薬につきましては、昨年12月24日にラゲブリオが、また、本年2月10日にパキロビッドパックがそれぞれ特例承認され、県内でも患者への処方が行われているところです。

ラゲブリオについては、処方できる医療機関は県内全域で400か所となっており、うち院内処方や往診等のための在庫を保有している医療機関は46か所となっております。また、院外処方に対応できる薬局は90か所となっております。

患者の自宅に配送できる体制が整備をされております。さらに、自らの施設で処方することができる高齢者施設等が29か所となっております。なお、処方実績は、1月末時点で院内処方が61件、院外処方が142件となっております。

ラゲブリオは現時点では安定的な供給が難しいことから、国が流通管理を行っており、一律3人分が在庫の上限とされていましたが、一時的に在庫がなくなる場合やクラスターの発生等に備えるため、在庫数の上限の緩和、それから、譲渡禁止の撤廃について、全国知事会等を通じて国に求めてきたところでございます。

その結果、2月16日の厚生労働省の通知において、地域において特に重点的な配分が必要と考えられる薬局については、在庫数の上限を引き上げることとされたほか、薬局間の譲渡についても、今後、検討されることが示されました。

また、もう一つの経口抗ウイルス薬、パキロビッドパックについては、併用が禁止されている薬剤が多数あること等から、2月27日までは試験運用期間とされており、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている27の医療機関と、県が選定した九つの薬局のみに配分されております。2月28日以降は、より安全に投与を行える環境を整備した上で、配分対象となる医療機関や薬局が拡大される予定でございます。

県としましても、今後とも国の動向を注視するとともに、医療機関や薬局、関係団体とも連携し、患者に対し確実に処方できる体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） 詳細な、また、御丁寧な御回答ありがとうございました。

聞いていただいている県民の方々も、安心したのではないかなと思いますし、要は、円滑に活用されることが、報道によりますとちょっとどこかに偏っていたり、不足が生じたりというのが聞かされるんですけれども、その辺の積極的なコントロールというんですか、うまく行き届くようないろんな

方法を工夫していただければと思うところでございます。ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、質問させていただきます。

夢を語る、大和伊勢みちについてでございます。

大和伊勢みちというのは、第二名阪道路構想のことございまして、三重県から見るとというか、ネーミングでいうと大和伊勢みちが非常に私らいいかなと先輩議員もおっしゃっていましたので、これを使わせていただいております。

新たな国土強靱化対策が今年度からスタートし、県土整備部の公共事業の予算は、補正予算を含めてリーマンショック前の水準に回復され、5年後の達成目標も策定されたところでございます。

我々の地域でいきますと、川上ダムが試験湛水が始まって、完成まで最終段階になってございます。また、木津川上流ですけれども、名張川河川整備では引き提、河道掘削が進みまして、名張かわまちづくり一体型の浸水対策事業が進められております。

川上ダムの完成や名張かわまちづくり一体型が完成すると、防災・減災もさることながら、観光資源としても活用が期待されるのではないかなと思います。

また、1月13日に開催されました名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会に出席させていただき、重要物流道路というそういうような位置づけというのがあったり、名阪国道から国道165号を結ぶ17キロメートル区間も、延伸部ですけれども、そこも具体化に向けた項目が含まれておりました。ここの詳細についての質問については、我が地元の木津直樹議員から、後刻、質問させていただきますので、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

この大和伊勢みち、一見知事の前では初めての質問になりますけれども、これは三重県議会で最初に質問したのは実は私ではないんですね、私じゃないんです。これ、また、ミステリーでございまして、ミステリーばっかり続いているんですけれども、平成18年6月、これがちょっとこういう表現で、

(パネルを示す) これ、当時の表題なんですけれども、もちろん県土整備部に御協力いただいて作成したんですけれども、こういうのを何回も議場で提示させていただきました。(パネルを示す)

第二名阪道路というのは、必要性とかいろんなことにつきましては繰り返しませんけれども、県央を東西に結ぶ幹線道路でございます。現在の名阪国道は非常に厳しい道路構造になっておりまして、事故も多いとか、渋滞がひどいとかいうようなことで、やはり南北を結ぶいろんな高規格道路は進捗はしておりますけれども、東西において第二名阪道路が、やはり県央を結ぶ幹線道路が必要ではないか、こういう趣旨でございます。第二阪奈道路、この延長線やな、南阪奈道路の延長線と結ぶ道路でございます。

説明するとまた時間がかかりますので、要は、最初に質問したのは青木議長なんです、私じゃないんです。それは議事録を確認したら、平成18年6月ですね、野呂知事が、今後検討すると青木議長の質問で答弁されておりますし、奈良県と協議すると当時の植田部長が御答弁されておりました。それを受けて、9月議会で質問を私がしたのは、私は初めてなんです。その後、私が質問したのは、御答弁いただいたのは4件あるんですけれども、トータルで9回なんです、9回。今回、10回目と、本当に懲りずに諦めずに、私の一句と同じようにやっているんですわ。

これは、先日、国土交通省は、いろんな激甚化、頻発化する災害やインフラの老朽化等の喫緊の課題の対応を踏まえまして、主要な拠点間の広域的な交通を安定的に支えることを理由として、三重県新広域道路交通計画が発表された。ここの中で、起点終点は違いますけれども、やっとな名阪バイパスということで構想路線に位置づけられたところございまして、私から言うところ、ようやくそういうのが位置づけられたのかなと。

さらに、一般広域道路でありますけれども、中和津道路が位置づけられております。これ、まさに大和伊勢みちになるのかなと思ったりしながら、いろいろと提唱してきた成果として私なりに感じているところでございます。どなたかの言葉で、政治に関わるものが夢を語れなくなったら何もできない

と、まさにこのことかなと思っております。改めて第二名阪道路構想、名阪バイパスについて御当局の御所見をお伺いします。

〔水野宏治 国土整備部長登壇〕

○国土整備部長（水野宏治） それでは、名阪バイパスについてお答えさせていただきます。

まず、非常に夢のあるルート設計について御提示いただきまして、ありがとうございます。

高速道路をはじめとする幹線道路ネットワークにつきましては、三重県の社会、経済を支える重要な交通基盤でございます。このネットワークにつきましては、現在、南北軸の強化を加速しておりまして、次は東西軸の強化を進める必要があると考えてございます。

この東西軸の一つである名阪国道につきましては、東名阪自動車道、西名阪自動車道と直結して、中京圏と近畿圏を結ぶ交通の大動脈でございます。一方で、死亡事故件数が多く、雨量規制の区間があるなどの課題も抱えてございます。このため、現在、国土交通省におきまして、インターチェンジの改良や防災対策が進められているところでございます。

また、昨年3月に20年ぶりに見直した、先ほど御紹介がございましたが、新広域道路交通計画におきまして、こうした課題を踏まえ、構想路線として名阪バイパスを位置づけたところでございます。今後、東西軸の強化を進めていく中で、名阪バイパスにつきましても、国土交通省や奈良県と連携して検討を進めてまいります。一方で、こうした大きなプロジェクトを進めるためには、財源の確保も重要でございます。併せて議論すべきと考えてございます。

いずれにしましても、繰り返しになりますが、新広域道路交通計画における位置づけ、また、国の最近の予算説明資料における調査、検討を進めますという記載もございまして、一步ずつ着実に進んでいるところでございます。

夢は必ず実現するという思いの下で、引き続き地域の熱い声を国にも届けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

[46番 中森博文議員登壇]

○46番（中森博文） 力強い御答弁ありがとうございます。

早速、期成同盟会というんですか、そんなんすぐにはできませんけれども、いろいろなアクションを起こしてまいりたいなと思っているところでございまして、伊賀地域選挙区選出の各議員にも協調いただきながら、そして津市選挙区選出の議員も協調いただきながら、議会も関心を持って取り組んでまいりたいと、このように思います。

大和伊勢みちの関西との関係を非常に重視するという趣旨があるわけございまして、最後に、いよいよ大阪・関西万博ということでございまして。強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）における基本理念におきまして、新しい三重づくりにはリニア中央新幹線の開業や大阪・関西万博に着目されまして、観光誘客や産業振興、さらには地域づくりの契機と、戦略的に国の発展につなげていくと示されております。

リニア中央新幹線につきましては、前回、代表質問でお伺いしましたので、割愛させていただきますけれども、今回は大阪・関西万博についてお伺いさせていただきます。

令和7年、2025年に、大阪市で日本国際博覧会、大阪・関西万博が開催されます。会場には、関西の府県の生活環境、産業立地をはじめ、観光・文化の魅力を切り口で提示し全国へ世界へPRするなどを基本コンセプトに、関西パビリオンが関西広域連合により設置される予定であります。

我が三重県も本県の特色をアピールし、来場者を三重県へ誘客することを目的として、観光資源や食、祭りなどを展示するとお聞きしたところでございます。本県には何ととっても、神宮をはじめ、鈴鹿サーキット、松阪牛、伊勢志摩国立公園、海女、世界遺産熊野古道など、名所、旧跡をはじめ、多くの魅力の宝庫となっております。

県民の中でも関西寄りですけれども、伊賀地域の県民には相当関心、期待が大きいと。伊賀地域においても伊賀上野城、ユネスコ無形文化遺産上野天神祭、国定公園の赤目四十八滝などの名勝などなどがございまして。

特に三重県にゆかりのある伊賀忍者、松尾芭蕉、江戸川乱歩などを題材とした展示は、必ず三重県の魅力が発信されてきて、そして、三重県への観光誘客につながるものと確信するところでございます。

そこで、大阪市で開催される日本国際博覧会、大阪・関西万博において、関西広域連合が設置する関西パビリオンへの三重県の出展や基本コンセプトなど、三重県の対応について当局の御所見をお伺いします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 大阪・関西万博に向けた県の取組についてお答えさせていただきます。

関西地方は言うまでもなく、地理的、歴史的、文化的に、伊賀地域のみならず、本県にとりましても重要な地域ということもありまして、この大阪・関西万博を契機として三重の認知度を高め、誘客等につなげることを目的に、これまでも万博会場内外での三重の魅力発信の方策について検討してまいりました。

一方、関西広域連合におきましては、関西各府県市の観光、移住、産業振興等のゲートウェイということを目的として、構成府県等を1府8県によります関西パビリオンの共同出展が計画されており、連携県でもある本県も参加について検討してまいったところでございます。

大阪・関西万博は、三重の魅力を国内外に発信していく格好の舞台と考えております。来場者の皆さんに対して三重県の誘客を強力に推進していくため、本県として参加することといたしました。それに伴いまして、関連予算を令和4年度当初予算に計上させていただいておるところでございます。

今後、パビリオンの具体的な展示内容や手法の検討に当たりましては、市町や関係団体、関西地方における三重にゆかりのある企業等にも御意見を伺いながら、また、先ほど議員から、松尾芭蕉や江戸川乱歩など本県ゆかりの先人、偉人につきまして御紹介いただきましたけれども、伊賀忍者、ほかにも真珠、海女、熊野古道等の観光資源、食、祭りといった三重が世界に誇る優れたコンテンツがございますので、これらを活用して三重の魅力を存分に

アピールする内容として、誘客につなげてまいりたいと考えております。

また、あわせまして、メディアを活用した情報発信や商業施設等での観光物産展の開催など、会場外における三重を知ってもらう、選んでもらう、来てもらう、買ってもらう、そのためのプロモーションと連携させることによりまして、さらなる相乗効果が得られるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

これからなんです、実はね、始まるんです。始まるということは、やはりどういふところへポイントというか、焦点を当てていくかというのは、今から準備していただきたいなと思ひまして、私どもがいろいろな今回の代表質問の中で提示させていただいたのが全てなんです。これが、いろいろ関西の人にも理解していただきながら、ああ、三重県っていいところやなど、ええ人やなとか、そんなことで関心を持っていただくことが必要ではないかなと思うんです。

我々、議会では、3県の奈良県と和歌山県と三重県の紀伊半島の関係で、いろいろな会合をさせていただいて、私も参加させていただいたとき、あれは和歌山県の会場だったんですけれども、私はその会場へ行くのに案内表示盤がいろいろあって、なかなかたどり着くのに時間がかかったんです。これ、私の個人的な問題ですけれども。

話をさせていただいて、いろいろと和歌山県が力説する中で、力説というか、PRする中で場所が忍者の里と、これは参ったなど、伊賀者が言って何事ぞ、根来とおっしゃるんです、根来なんです。もちろん滋賀県は、甲賀忍者で有名ですね。関西からすれば、これは長野県とか全国にたくさんあるとはしても、我々、意外と伊賀忍者はトップやと思っていたんです。みんなそういうふうにいるんですよ、忍者といえは伊賀忍者と、服部半蔵やと、これはこれでいいんでしょうけれども。たまたま、徳川家康ではないですけれども、本能寺の変以降、服部半蔵が主君があったということから、

東京のというのか、当時は、江戸づくりに半蔵の意見を聞いたわけですね。城の中に半蔵門ってあるんですよ、そんな普通ないわけですね。それがあ  
るわけですよ。不忍池もあるんですね。上野という地名もありますね。これ、  
まさに三重県の服部半蔵ではありませんけれども、意見が通っているんです  
よ、江戸のまちづくりに。そういうことが我々の誇りなんです、誇り。し  
かし、根来も甲賀もあるから、伊賀忍者は相当こうやって一躍大舞台に上  
がったのかなと思うところなんです。

これ、時間調整と皆さんが勘違いしているか分かりませんが、ここ  
が大事なことで、忍者は競合するので工夫が必要ですよと申し上げたい。こ  
こはですね。競合しない江戸川乱歩や松尾芭蕉というのは、三重県独自のゆ  
かりなんです、ここはポイントでございまして。

御理解いただきながら、時間がちょうど来ましたので、先ほどのあの芭蕉  
の着ぐるみは誰ぞやなど。これだけちょっと言うておかんことには、悶々と  
しながら終わっちゃうおそれがあるので申し上げますけれども、「生誕360  
年 芭蕉さんがゆく 秘蔵のくに 伊賀の蔵びらき」のパネル写真に登場す  
る芭蕉、これは、当時は伊賀県民局だったと、ちょっと、私、確かなことは  
分かりませんが、県のところですよ。蔵びらき事業プロジェクトという  
のがありまして、そこで派遣されていた名張市職員の、誰もその着ぐるみ  
に入る者がいなかった、名張市職員やったんですわ。名和健治、これ、冗談  
じゃないですよ、フルネーム、名和という方なんです。本人確認ができま  
して、誰もしていませんね、誰もしていません。それも、これが実は謎解き  
なんです、謎解きです。

そんなことを申し上げながら、ここは知事に対しまして、今回、大変失礼  
な質問をさせていただいたり、何か上から目線で質問したのを少し反省しな  
がら、でも、改めて県民のためのビジョンやプランであってほしいと、オー  
ル三重で頑張ってもらいたいと、この思いでございまして。さすが一見知事だ  
と  
言ってもらえるようにしてほしいと。

信頼される県政運営は、まさに不易流行に尽きると考えます。最近、ス

スポーツ界ではワン・フォー・オール、オール・フォー・ワンと言われております。これ、言い換えるまでもないんですけども、全ての県民のために、県民みんなで一つの目的のために、こういう県政運営が求められているのではないかなと、このように思うんです。

ここで一句、申し上げます。

「ワン・フォー・オール 不易流行 オール・フォー・ワン」。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時31分休憩

---

午後1時30分開議

## 開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 代 表 質 問

○副議長（稲垣昭義） 代表質問を継続いたします。19番 倉本崇弘議員。

〔19番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○19番（倉本崇弘） 草莽、桑名市・桑名郡選挙区選出の倉本崇弘です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして代表質問をさせていただきます。

午前中の議論の中で、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）、あるいは、みえ元気プラン（仮称）の大まかなところの議論はしていただいたかなと思っています。

私は3番目ということで、少し個別のことを聞きながら、知事の思いというものを県民の皆さんにも分かりやすくなるよう質問をしていきたいなど

思っています。

一見知事が就任して以来、半年が経過をいたしました。就任早々、三重とこわか国体・三重とこわか大会の延期申請を見送るという決断をするなど、なかなか苦難なスタートとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症も第5波から一時小康状態を保っておりましたが、年明けから第6波が本格的に三重県でも広がり、現在もその対応に追われ、厳しい状況下にあります。

そういった中で、今定例会会議に示された来年度当初予算案は、一見知事が初めて編成をする当初予算であり、さきに示されたいずれも概要案である強じんな美し国ビジョンみえ、みえ元気プランと併せて、一見カラーを総合的に県民の皆さんにお示しする初の機会となります。

午前中にも知事自身がおっしゃいましたが、平時であれば、当選してから今までの間でも、知事自身が県内各地に出向いて、知事の思いをお話しされたりとか、あるいは県政運営に係る基本的な考え方を伝えていくという機会が幅広く用意されています。

しかし、コロナ禍ということで、大変残念ではありますが、そういった機会に今までは残念ながら恵まれていないというのが実情であります。そういった状況ですから、なおのこと、当初予算案というものは、県民の皆さんにとっては重要な知事の思いを伝える場だと考えています。

誰が知事であっても、行政の継続性というものはもちろん重要ですが、それと同時に、知事のリーダーシップによって注力される分野こそが、私は知事の実在感を示す大きなところだと思っています。

また、知事の交代のみではなく、時代の要請に合わせて、社会情勢の変化によって注力をしなければならないという分野が当然出てくると考えています。

前知事の時代には、就任当初、紀伊半島大水害であったりとか、東日本大震災の直後ということで防災・減災対策にかなり注力してもらいました。

また、伊勢志摩サミットや三重テラスに象徴されるような県外へ三重県の

魅力を発信する取組、こういったところに相当に注力されたのではないかと考えています。

これら前知事時代に注力してきた分野というものは、私は一見知事に替わって、出口戦略も含めて具体的に検討したり、あるいは、場合によってはさらに少しアレンジを加えて加速していくということを検討していかなければいけない分野であると思っています。

いずれにしても、惰性的に、前からやっているからといって継続的にやっていっていいというものではなく、特に重点的にその効果等々についても検証がなされるべき分野であると思っています。

また、一见知事就任当初に、先ほども申し上げましたが、国体の延期申請を見送るなど、苦渋の決断を強いられました。一见知事の下で、三重県同様、苦渋の選択を今後しなければならないような県が出てこないように、この苦渋の選択をしなければならなかった三重県の知事として、三重県として、国体の在り方をあらゆる機会を通じて発信していくことは、これは三重県に課せられた責務であると思っています。

また、今もコロナ禍の真ただ中ではありますが、従来とは感染症に対する備えというのは少し違った段階に入ってきていると思っています。そういった意味では、感染症に対する平時からの備えというものも少し視野に入れて取り組んでいかなければならない一つの重要な分野であると思っています。

ぜひ一见知事におかれても、時代の要請のある分野に積極果敢に取り組んでいただくとともに、三重県を離れて以来、知事がこれまでの経験で培われてきた知見を存分に発揮され、三重県の発展のために尽力されることを強く期待しております。

とりわけ県政の諸課題が多岐にわたる中で、全ての分野に等しく注力していくということは、これは残念ながら現実的ではありません。メリハリをつけて取り組んでいただければと思います。

そこで、前知事時代から注力してきた分野についての考え方、そして、時代の要請に応じた新たな分野についての考え方、知事がこれまで培ってきた

知見に関わる分野についての考え方、大きく三つに分けて、この質問で取り上げさせていただきたいと思います。

最初に、前知事時代から注力していた分野についてお伺いしたいと思います。

先ほども少し申し上げましたが、防災・減災対策、MICEなどの三重の魅力を発信する取組などは、前知事時代から注力されてきた分野であります。

知事が替わったことにより、とりわけこういった分野について一見知事がどう考え、そしてどう取り組もうとしていくのか、その考え方を明確にしていく必要があります。

当然、先ほども申し上げましたが、誰が知事であっても取り組まなければならない分野と、知事の目指すべき三重県像に基づき取り組んでいく分野の、大きく2パターンがあります。

こういった意味では、前知事から一見知事の体制に本格的に移行するに当たり、前知事時代から注力してきた分野については一定の整理、そして一見知事の考え方を落とし込んでいくことが極めて重要です。

誤解を恐れず申し上げれば、こういった分野については、知事が替わったこの今だからこそ大胆な見直しをするべき私は好機であると思っています。

そこで、まずは防災・減災対策についてお伺いしたいと思います。

前知事時代には就任当初、先ほども申し上げましたが、紀伊半島大水害、東日本大震災などがあり、防災・減災対策に対しては特に力を入れてきました。その象徴的なポストとして危機管理統括監が新設されました。言うまでもなく、このポストは副知事級のポストであり、文字どおり、危機管理の司令塔であることは言うまでもありません。

しかし、このポストが恒久的に必要であるかといえば、私は少し疑問が残ります。前知事の思いが強く反映されたポストの一つではないかなと考えていますが、少なくとも来年度に向けては、このポストはこのまま継続されるということでもあります。

このように、表面的にはあまり大きな変化がない中、防災・減災対策につ

いての知事の考え方をまずは伺いたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 知事に就任させていただいてから、3月14日が来ますと、ちょうど半年ということになるわけでございますけれども、この半年間、御指摘いただいた国体の問題もありましたが、やはり新型コロナウイルス感染症で忙殺された半年弱やったかなという気がします。

県内の医療関係者の皆さんの御努力で、第6波は何とか、どうぞこうぞ収まっているという感じですが、これ、いつ牙をむいてくるか分かりません。近隣県では、もう医療崩壊に近い状態になっているところもあるので、それを食い止めていただいているのは医療関係者の皆さんでもありますし、また、ふだんの生活で注意していただいている県民の皆さん、それから事業者の皆さんのおかげであります。

また、手前みそになって恐縮ですけれども、県職員も一生懸命に頑張っていて、特に宿泊療養施設を設置したり、それから大規模接種会場はお褒めの言葉をいただいたりもしていますが、それは全て県職員の頑張りの部分がございます、彼らに賛辞を送りたいと思っています。

また、折に触れて県議会の皆さんから御指摘を頂戴して、その都度やり方を変えて、修正して、いい方向に持っていっているということも大きいと思っています。

御指摘をいただいた防災・減災の対策であります。これは、災害の脅威から県民の命、財産を守るということは行政最大の使命やと考えております。これは誰が知事であってもやらなきゃいけないものでありまして、それが証拠に、どの知事のホームページ、県のホームページということですが、それを見てみても、やはり防災・減災を掲げていない知事はおられません。知事の思いでその政策を展開するというのではなしに、議員の御指摘があったように、県にとって何が必要かというのを考えて、もちろんそこに知事の考えが入りますけど、それを職員に押しつけるのではなくて、職員とよく議論をして、職員がやっぱり、これ、必要ですよということになれば、それを

掲げて、選択と集中でやるしかないのですね。全てのことを満遍なくやるのは、議員が御指摘のように、それは難しいですから、どれに力を入れていくかということをやっているかと思えますよ。

そういう意味では、この強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）の中では政策展開の基本方向、第3章を掲げていますが、その最初に、安全・安心の確保ということですね、県民の命を守る方策というのを掲げているところであります。

これは強じんな美し国ビジョンみえだけではなくて、行政展開方針にも書かせていただいています。もちろんみえ元気プラン（仮称）もそうです。それから令和4年度予算案にも、組織改正にも盛り込んでいるところでありまして、力を入れてしっかりやっていくところであります。

今までも、議員も御指摘いただきましたが、三重県ではここに力を注いできました。危機管理統括監の設置もそうですし、災害対策本部の体制整備についてもそうです。

私も国で危機管理の業務をやりまして、海上保安庁だけではなくて、鉄道局に在籍していましたときには、ちょうどJR福知山線脱線事故が起りまして、多くの方が犠牲になりました。その対応も、昼夜を分かたずやらせていただいたという経験しておりますけれども、そういった経験から見ますと、やはりもっと充実せなあかんことは幾つか見えてきております。これから職員とも議論して、実際にそこに力を入れていって、改善していくわけです。

例えば一つは、議会でも御指摘いただきましたけれども、有事の際に対応するスペースがないやないかと。オペレーションルーム、シチュエーションルームと言われるようなスペースがないと、やっぱり幾らやる気があっても効果が出ませんので、そこは必要だと思いますし、それから、国との関係ですね。三重県で大変なことになったとき、近隣の県に助けを求めると、それも大事ですし、ちょっと遠い県に助けを求めると、それも大事ですけど、一番部隊を持っているのは国です、実行力を持っているのはですね。実動部隊である

自衛隊とか海上保安庁は国の指示で動きますので、そういう意味での官邸との関係は非常に弱いなどという感じがいたしました。そこも強めていかなあかんとしますし、それから、市町との関係はある程度できていますけれども、重要なのは情報でありますので、市町に対して県が情報を取るために誰を送り込むのか、送り込む人間のランク、あるいは経験、そういったものをこれからしっかりと議論して、改善していかないかなと思っております。

いずれにしましても、災害、これはいろんな災害があります。南海トラフ地震もありますし、それから風水害もあります、火山の噴火みたいなものは考えないといけないと思います。富士山の噴火が三重県にどう影響を及ぼすのかというのがありますけれども、阿蘇山だとか九州の噴火は、東側に大体噴火というのは影響が及んできますので、そういったことも含めてこれから議論していかなきゃいけないところで、ビジョンにも、噴火についても記載させていただいているところであります。

いずれにしましても、災害からの被害を軽減するための対策をソフト、ハード両面から進めていきたいと考えております。

[19番 倉本崇弘議員登壇]

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

防災・減災対策についての知事のお考えを、まずはお伺いいたしました。

次に、MICE等についてお伺いしたいと思います。

これも防災・減災対策と同様、前知事時代から力を入れ、三重テラスを拠点とした情報発信であったり、伊勢志摩サミットをはじめとするMICEを推進することによって三重県の魅力を国内外に発信をする取組に相当に注力してまいりまして、そして大きな成果を上げてきました。

しかし、コロナ禍を経験し、リモートなどが大きく遅れていた我が国においても必要に迫られ、加速度的にリモート勤務などの新たな勤務体系というものが定着しつつあるという大きな社会的な変化が起きてきています。当然のことながら、MICE等についても一定の影響が及ぶと私も考えています。

そこで、今後のMICEの展開等々についてお考えをお伺いしたいと思います。

ます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 平成28年ですけれども、前知事の時代であります、G7伊勢志摩サミットが開催されました。これによって三重県の名前は大きく、日本だけではなくて世界中に知らしめることができました、三重県を訪問する外国人の数は伊勢志摩サミットの前と比べると増えてきております。これ、非常に大きなインパクトのある政策やったと思います。

三重県は、もともと誰が見ても、こんな素晴らしいところはないというぐらいの観光資源に恵まれています。また、食材も豊富であります。自然も豊かであります。これをあとはどうやって世界に、あるいは日本に打ち出していくかというところがポイントでありまして、御指摘いただいたMICEについてもその一つのやり方やと思っております。

私も日本政府観光局、当時は国際観光振興会と言いました、観光の仕事をしていたときに、ちょうど国際会議等の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律ができるべきでありまして、直接、私は担当はしていませんでしたけれども、外国で日本でコンベンションの誘致の仕事もさせていただきました。

これ、なかなか難しいのは、その県にコンベンションを誘致する、場所は当然必要ですけれども、場所だけではなくて、例えば有力な学会ですとか、あるいは財界とかというのがないと、なかなかそこにMICEを誘致するのは難しい。特に、MとCですね。それからエキシビションも特にそうですが、インセンティブツアーは観光の延長線上にあるので、そこはうまくやれば何とかなるんですけれども、難しいところがあります。

ただ、そうはいつでも、立ち止まってもしょうがないので、多くの国際会議を誘致しましょうって、これはとても重要なことだと思っております。

ただ、MICEにとらわれずに、もっと広い意味での観光振興を図っていくことが重要やと私は考えておりまして、拠点滞在型の観光を推進することによって、より多くの人に、こんなええ三重県に来てもらうということが重

要やと思っています。

そのためには三重県の魅力を、例えば御指摘もいただきました三重テラスなども活用して、大都市圏の人に、特に東京ですけれども、発信していくと、名古屋、大阪にも同じように発信する必要があると考えていますし、また、世界的にも、これは日本政府観光局と協働して発信していく必要があると思います。

令和4年度の予算につきましては、その意味も込めまして、観光振興の予算を倍増させております。また、組織も充実して、人員についても強化を図った、こういうことでございまして、引き続き観光について、MICEも含めて取り組んでいきたいと思っております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

MICEについての考え方というのが、大分私の中では納得がいく部分がありました。観光戦略の一つのツールとしてMICEを活用していこうということなんだろうと思います。

今までは、どちらかという、特出ししてとまでは言いませんが、かなり強くこのMICEを意識しながらやってきたものが、一つの誘客をするためのツールとしてお考えになっているということだろうと理解させていただきました。

このMICE、三重県、かなり数字的にも実績が上がってきています。伊勢志摩サミット直後に12件の誘致をして、それ以来、平成29年に8件ですかね。2018年に16件、2019年に13件ですかね。2020年は多分、これは新型コロナウイルス感染症の影響かなと思いますが、1件ということで、それまでは、伊勢志摩サミット前は2件とか、1件とかかなり少ない数字だったのが、2桁台に乗せてきたということで、かなりうまくいっているんだろうと思いますが、課題がないわけではないと思っております、この内訳を見てみると、津とか伊勢志摩、こういった地域が圧倒的に多くて、他の地域は本当に1件、2件という、そういったことになっています。

ツールとしてお考えということでもありますので、あとは経済効果なども、誘致をするとどの程度の経済効果があつて、例えば津に誘致したら、津だけではなくてほかのところにもこれぐらいの経済効果がありますよとか、そういった検証も今後しっかりとしていかなければならないんだろうと思います。これは、今は県が窓口となって補助金の制度も県で用意してもらっていますが、行く行くは各市町で対応していただくということも私は考えていってもいいのかなという、以前にもこれは申し上げたことがあると思うんですが、考えてもいいのかなと思っていますので、ぜひこれからの施策を考える上で、そういったことも検討材料の一つにしていいただければと思います。

MICEと防災・減災対策について、前知事時代から取り組んでいる分野について知事のお考えをお伺いしました。

先ほども質問の前段でも少し申し上げましたが、ぜひこういった分野については、特にその効果等々を十分に検証して、これから具体的に強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）、みえ元気プラン（仮称）をつくっていく際にも検討していただければと思います。

それでは、次に、時代の要請に合わせて必要が出てきた新たな分野についての知事のお考えをお伺いしたいと思います。

望むと望まざるとにかかわらず、三重県も間違いなく時代の渦に巻き込まれていきます。一見県政においても国体の在り方、そして新型コロナウイルス感染症というものが、まさにこの半年弱の間で直面した課題であると思っています。

まずは、三重とこわか国体・三重とこわか大会の延期申請の見送りとその後についてお伺いしたいと思います。

コロナ禍において残念ながら、昨年の9月に予定されていた三重とこわか国体・三重とこわか大会が中止され、そして、就任直後の一見知事の下で延期申請の見送りが決定されました。

これまで多くの県民の皆さん、そして関係者の皆さんの御協力をいただき、開催に向けて長年にわたり取り組んできた中、新型コロナウイルス感染症と

いう大変厳しい社会環境の中で、県民、選手、関係者の安全・安心を考える中での中止をせざるを得なくなり、しかも延期申請もできないという、これは財政的な要因が大きな要因であると理解しておりますが、苦渋の選択がなされました。

この件については、多くの県民、そして関係者の皆さんが納得のいかない部分を持っているというのもまた事実であります。だからこそこれらの経験を踏まえて、県単独での開催ではなく、ブロック開催なども含めて、今後の国体の在り方について、一見知事の下、苦渋の決断を強いられた三重県として強く訴えていく必要性があります。

そこで、開催中止という経験をした三重県として、今後の国体の在り方についてどのように国などに提案していくと考えているか、県の考え方をお伺いしたいと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 今後の国体の在り方について国に提言していくべきと考えるが、今の取組状況はどうかという御質問に対して答弁申し上げます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けましては、県民の皆様をはじめ、市町や競技団体等、関係者の皆様など実に多くの方々に御協力いただきまして、約10年の長きにわたり開催準備を進めてまいりました。

残念ながら、開催はできませんでしたが、三重県らしい国体の在り方を模索し続けてきた結果、一定の取組成果を残せたのではないかと考えています。

県では、こうした数々の取組を、関係者の皆様と一緒に進めてきた開催準備、新型コロナウイルスの感染防止対策との両立、そして、大会中止決定に伴い、選手をはじめ協力いただいた皆様の思いを形にすること、この3点において整理し、三重県ならではの特徴的な取組を取りまとめたところでございます。

一方で、これからの国体の在り方については、それがどのようなものであろうとも、引き続き、市町や競技団体はじめ、関係者の皆様の理解や協力が

得られるものでないといけないと考えています。

また、開催地におけるスポーツ振興や地域の活性化など、国体がこれまでレガシーとして開催中にもたらしてきた価値や意義が残せることも大切だと考えています。

そのためには、大会運営などにおいて簡素効率化が図られ、開催地が過度な負担なく開催できる持続可能な大会であることや、開催地における競技力向上が図られ、地元選手が活躍することで地域が一体となって盛り上がる大会であること、さらには、多くの県民が様々な形で参加することでスポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活を送るきっかけとなるような大会であることなどが望ましい国体の姿ではないかと考えています。

2月10日に、私は日本スポーツ協会にお伺いしまして、こうした三重県の特徴的な取組をお伝えするとともに、今申し上げました望ましいありようについて意見交換をまいりました。

日本スポーツ協会からは、三重県の取組は、日本スポーツ協会が三重県の意味を継承し、後催県に伝えていく責務があると考えている。特に、新型コロナウイルス感染症対策は、栃木県の冬季大会の開催において三重県の取組が非常に役立っており、国体における感染症対策の礎となっていると。また、三重県が考える望ましい国体の在り方についても、日本スポーツ協会が現在議論しておる三巡目国体に向けた在り方検討に関する今後の議論に生かしていきたいとの意見をいただきました。

今後も引き続き、国体の在り方検討の状況について適宜情報収集を行い、機会を捉えて意見を述べていくことで、その検討がより一層実りあるものとなるよう、協力してまいりたいと考えています。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

国体については、今後の在り方を含めて、これで一段落ということではなくて、これまで三重県が経験してきたことを関係者の皆さんに的確に伝えていただいて、今後の国体の在り方についてぜひ生かしていただければなと思

います。

それでは、次に、感染症対策についてお伺いしたいと思います。

第5波から第6波の備えとして策定されました三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱に基づき、現在、その対応に当たってもらっています。この大綱を策定したために、第5波から比べるとそのルール化が格段に進み、迅速な対応ができていると私は感じています。特に、感染防止拡大アラートの発動から現在のまん延防止等重点措置への移行の流れというのは比較的スムーズにできたのではないかと、こう思います。しかし、ピークは超えつつあるのかなとも考えられますが、依然、高い感染者数を維持しているというのが現状であります。

そういった中で、来年度に向けては、感染症対策課の人員を強化するとともに、ワクチン・物資支援プロジェクトチームを新たに設置するなど、組織体制を強化を図る一方で、現在、防災対策部にある総合対策に関する業務を医療保健部に移管することとなっています。

権限を医療保健部に集中させるという、こういった意図なのかもしれませんが、その一方で、新型コロナウイルス感染症は単なる医療的なアプローチだけではなく、経済的な活動に多大な影響を与えているということが明らかになっており、社会的な大きな課題の一つになっていると思います。

そういった中で、権限を医療保健部に集中させることによって、逆に、経済への影響を含めた対応が抜け落ちてしまうのではないかと、この危惧を持っています。

そこで、2点お伺いしたいと思います。第7波に向けて、今第6波に向けて策定しておりました新型コロナウイルス感染症対策大綱を改めて策定し直すのかということが、まず第1点。そして2点目は、第7波に向けて総合対策業務を医療保健部に移管することで総合的な対策が後退するのではないかと、この辺りの考え方についてお伺いしたいと思います。

〔野呂幸利防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（野呂幸利） 三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱につ

いて御質問いただきました。

昨年12月に、第5波におけるその対応を検証し、課題を整理するなどして第6波に備えるための対策をまとめた三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱を策定したところです。

大綱においては、これまでにない感染拡大により大変厳しい状況となった第5波における対策を振り返り、医療予防における保健所・本庁の体制、検査体制、ワクチン接種、医療提供体制、感染拡大防止対策、情報提供、事業者支援の観点から課題を洗い出した上で、早期対策の基準や感染拡大の波をできる限り小さく、短くするための対策を取りまとめました。

本年1月以降の第6波においては、この大綱を基に対策を行っているところで、具体的には、第5波における病床使用率が最大で約7割、宿泊療養施設も約半数が埋まるなど、医療提供体制への負荷がかつてないものとなりましたが、現在、病床等の確保や運用に当たっては、医療関係者をはじめ関係機関の御協力をいただき、感染者の増加に合わせて対応しているところでございます。

また、先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、感染防止に係る県民の皆様、事業者の皆様への要請に当たっては、大綱に定めた基準に基づき感染拡大防止アラート、拡大阻止宣言を発出し、早い段階から警戒の呼びかけを行いました。

さらに、感染がこれまでにない速度で拡大する厳しい状況においては、県独自の緊急警戒宣言を発出せず、より強い措置でありますまん延防止等重点措置へ前倒しをして移行するなど、状況に応じた対策を行ってきました。

あわせて、高齢者の感染増加など、状況を踏まえて高齢者施設へ訪問、感染防止の徹底を依頼する新しい対応とともに、ワクチンの3回目接種に向けてはスケジュールを前倒して接種促進に取り組むなど、大綱に加えて、新たな知見やウイルスの特性に合わせて柔軟に対応してきているところでございます。

今後に向けた取組でございますが、新型コロナウイルス感染症はまだまだ

解明されていない部分がたくさんあります。対応には、これまで積み重ねてきた経験を生かすことが重要であります。

こうしたことから、今の波がまず収束した後に、第6波における対応についてきちっと整理を行って、その中で得た経験を生かしつつ、次の波に適切に対応できるように備えていきたいと考えております。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 総合対策業務の医療保健部への移管ということで御心配の御質問をいただきました。御答弁させていただきます。

今回の組織改正に伴う業務移管につきましては、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局において、総合対策を担う担当課の所管部局が医療保健部に変更になるというものがございまして、それに必要な定数も医療保健部に確保しているところでございます。

今年度も総合対策の検討に当たりましては、医療保健部も入って、知事の下、一緒に検討させていただいたところございまして、知事を本部長とし、部局横断の組織であります三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の下、各部局が対策を担っていく体制に来年度も変更はございませんので、経済対策なども含めて、引き続き、医療保健部も含め全庁一丸となって、県民の命と安心を守るための取組を進めてまいりたいと考えてございます。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

組織体制については、事務局機能が移管するだけなので大丈夫だと、しっかりやっていくんだということだろうと思います。そういうことであれば少し安心したところでありますが、いずれにしても、まだ厳しい状況が続いている中、しっかりと対応していただければと思います。

そこに加えて、少し先の話になってしまうんですが、この新型コロナウイルス感染症が少し落ち着いた後ですね、当然、質問の冒頭でも少しお話をさせていただきましたが、感染症に対する考え方というのが少し変わってくると思うんですね。

新型コロナウイルス感染症を経験して、今までは一つのウイルス、感染症として捉えればよかった、すなわち、医療的アプローチだけをしておけばよかったものが、経済的なダメージとか、そういったところも含めて、これから新たに出てくる感染症についても対策していかなければいけないというケースが考えられますので、ぜひ新型コロナウイルス感染症が収束した後の体制についても少し頭に入れて、ぜひ検討していただければと思います。

それでは、この質問はこれぐらいにさせていただきます、次に、知事が今まで培ってきた見識を生かして取り組んでいく分野についてお伺いします。

知事は午前中、あるいは私への答弁に対しても、県庁一丸となってやっていくんだという、知事の思いだけではないというお話でありましたが、そうはいいいながらも、知事のリーダーシップというのはある程度必要になってくると思うんですね。知事のお人柄がにじみ出ている思いなのかなとも思うところではありますが。

知事の思いというのも一定、少なくとも県庁内には発信して、こういう思いでやろうと思うんだけど、どうなんだということを言っていく必要があるのかなと思います。

そこで、知事、特に国土交通省の御出身ということで、国土交通省に関わる分野について少しお伺いしたいと思います。

まずは、公共交通についてお伺いしたいと思います。

これは昨年も少し取り上げさせていただきましたが、来年度の三重県行政展開方針（最終案）によると、四つの注力する取組の柱の一つとして、安全・安心の確保というものが挙げられ、移動手段の確保として、公共交通の必要性についても記述してもらっています。

その中で、特に次世代モビリティ等を活用した取組、あるいは交通分野と福祉分野が連携した取組という、こういった記載がなされています。また、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）、みえ元気プラン（仮称）、いずれにおいても公共交通については、記述はされているものの、一方で、これは赤字路線に対する書き込みが多くて、つまり、赤字路線の支援であったりとか、

採算の厳しくなった路線についての記述はあるんですが、現状黒字である路線についてはあんまり記述がなされていません。

公共交通というものは、言うまでもなく地域の重要な足であり、なくてはならないものであります。また、とりわけ近年、自動車の免許返納をされた高齢ドライバーの方が徐々に増えてきています。こういった皆さんにとっては、唯一の移動手段であることは言うまでもありません。

さらに、その将来の展望というのは、決して明るいものではなく、現在黒字である路線についても、いつ何どき赤字に転落をしてもおかしくない状況であります。これは鉄道、バス、いずれの分野においても同様の状況だと認識しています。

そういう厳しい環境の中にある公共交通の維持を一民間事業者の自助努力に任せていていいという時代は、もはや完全に過ぎ去っていると思っています。

そもそもこの公共交通の分野というのは、我が国では歴史的に民間事業者の占める比重が非常に大きくて、諸外国の事例なんかを少し調べていると、やはり公的な関与というのが一定割合あり、その中で維持されているということが見えてまいります。これは運営面、財政面、両面にわたってであります。

しかし、我が国では、国土が比較的コンパクトになっている点などから、民間事業者を中心に公共交通の維持がなされてきたというのが今までの経過だろうと思いますが、しかし、同様のことがこれからも通用するというわけには決していきません。

しかも、赤字路線の支援にしても、市町で完結するものについては市町が担い、そして、市町をまたぐものは県が見ているということになります。これは国の制度等々もあるので、県でいきなり変えていくというのは難しいのかもしれませんが、いずれにしても、広域自治体である県が、あるいは市町と連携しながら、公共交通の在り方全体を設計していくということが必要なんだろうと思います。

確かに中長期的には、自動運転であったりとか空飛ぶクルマなどの技術開発によって、公共交通が今抱えている問題が一気に解決できるかもしれません。

しかし、諸外国では8割、9割方完成をしていれば、かなりいい技術だよねと認められるのかもしれませんが、我が国においては、日本人というのは100%のものを求める傾向が強いところもありまして、自動運転などの技術についても100%のものをつくり上げていこうとすると、まだ少し時間がかかるという見方もあり、その実用化にたどり着くまで少し時間の経過が要るのではないかという、こういった見方もあります。

そういった中で、中長期的には次世代の技術開発に当然そういった大きな期待をするところでありますが、短期的には公共交通の再構築というものを県が主導して、モデルケース的に構築していく必要があるのではないかと考えます。

具体的に、過去にも例を挙げさせていただきましたが、運賃を少し引き下げることによって利用率を上げるというもの、これも大きな方法の一つではないかと思っています。

これは他県の検証結果であります。駅前前の駐車場の料金を超える往復の運賃がかかる場合は利用率が大幅に落ちるとい、こういったデータもあります。

ここで何が言いたいかというと、競合してくる公共交通を使うのか、マイカーを使うのかという、競合をする相手を意識しながら運賃設定していくということは、これは一つ今までにあまりなかった視点であり、そういった視点でも少し検討していく必要があるのではないかと思います。

あるいは、福祉分野との連携というのは県でも視野に入っていますが、これは福祉分野だけではなく、昼間の時間帯などは比較的使用率が低いわけです。ですから、こういったところに観光地と連携して、つまり観光分野と連携することによって利用を促していくという新たな需要の掘り起こしというものも図っていく必要があるのではないかと、こう考えます。

何も工夫をせずに、ただ公共交通を利用してくださいと言われても、なかなかこれは利用率が上がってきませんので、少し違った切り口で公共交通、県が指導して、ぜひ考えていただければなと思いますが、公共交通に対する県の考え方をお伺いしたいと思います。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） それでは、お答えさせていただきます。

県内では、人口減少、運転手不足等により、交通事業者による輸送サービスの提供の継続が困難となる地域が増加しているところでございます。そのような中、コロナ禍でさらに厳しい状況となっている側面もあります。

また、高齢化の進展であったりとか、高齢者による運転免許証の自主返納が進んでいることなどから、車を運転しない、できない高齢者等の移動手段としての地域公共交通の重要性が、本当にどうするんだということで高まっているところでございます。

こうしたことから、三重県、一律じゃないと思いますので、地域ごとの実情に、状況に応じて、県や市町をはじめとする交通に関わる様々な主体が相互に連携協力しながら、地域が一体となって持続可能な移動手段の維持・確保を図ることが求められているのかなと考えているところでございます。

そうした中、官民連携みたいな取組の中の一つとしまして、私どもは市町ごとに地域公共交通の今後のあるべき姿と利便性の向上や利用促進等について市町、地域住民代表の方々であるとか、学識経験者、交通事業者等と共に、地域公共交通会議等の場で具体的な対策の検討を行っているところでございます。

そのような取組例としましては、例えば昨年度来、モデル的にもやっていますけれども、南伊勢町では、道路幅の狭いエリアでの小型車両の町営バスを導入する際に、教育分野や医療分野との連携として、具体的に申しますとスクールバスを利用したりとか、病院が運行する送迎車両など他の交通手段との接続を図り、利便性の向上に取り組んでいたりとか、昨年度来の取組ですけれども、議員のほうからも話がありました福祉分野等としまして鳥羽市、

答志島であつたりとか、これは町内会による委託も含めた上で、病院への移動をやるとか、紀北町におきましても、デマンドの福祉対象タクシー事業者との連携も行うとかと、それと今年度、先般ですけれども、議員の方々も見に来ていただいた方々が見えますけれども、桑名市におきましても、交通結節点の桑名駅と生活と観光が混在する七里の渡しエリアを、これは実際モビリティ系ですけれども、自動運転車両で結ぶ実証実験を行っている、このような様々な取組を行う中で、連携した取組を引き続き取り組む必要があるのかなと考えているところでございます。

それで、こうした中、三重県でも取り組んでいるところではございますけれども、国では、令和2年11月に施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法に基づきまして、地方公共団体ごとで地域公共交通計画を作成することを求めているところでございます。

このような動きも踏まえまして、県としまして、厳しい状況にある地域の公共交通の維持・確保に向けて、地域における輸送交通資源の総動員も考慮しながら、地域の実情に応じた取組を市町や事業者等と連携しながら、これまで以上にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

中長期的な取組ももちろんですが、特に短期的な再構築への取組というのはしっかりとやっていただければなと思っております。

次に、観光についてお伺いしたいと思います。

コロナ禍において最も大きなダメージを受けているのは、観光業ということとは言ってもありません。

知事も来年度当初予算の中で、あるいは強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）、あるいはみえ元気プラン（仮称）の中でも観光というものに非常に注力されるということでありまして、先ほどの答弁でも観光にしっかりと力を入れていくんだという意気込みを改めて確認させていただきました。

観光というのは、幅広い産業に影響を及ぼす分野であるということはある

までもありません。ただ、コロナ禍を経験して社会全体の在り方が大きく変わっていく中で、観光の在り方も、コロナ前とコロナ後では大きく変化するということが想定されます。

当面、インバウンド需要というものはなかなか見込みづらいという状況が続くでしょうし、国内の旅行に関しても、県内旅行とか日帰り旅行などが多くなるような変化が想定されるところであります。

そういった中でさらに厳しいのは、数か月前から予定を立てておかなければいけない団体旅行については、個人旅行に比べてもより厳しい環境にさらされているのではないかと思います。

特にこの2年間は、まん延防止等重点措置であったりとか緊急事態宣言が発令されて、経済をある程度止めていかなければいけないということを度々経験しています。

そこに加え、今のトレンドとしては、団体旅行から個人旅行にシフトしていくという状況に、新型コロナウイルス感染症が加わって厳しさを増しているというのが、これが団体旅行の実情だろうと私は認識しています。

そういった中で、ここ数か月の間に、ドライブインの閉鎖、休止が県内でも見られるようになってきています。大きな流れとしては、先ほども申し上げましたように、団体旅行から個人旅行にシフトしているという中、そして新型コロナウイルス感染症がそこに追い打ちをかけたということになっています。

その一方で、団体旅行というのは多くの需要を生み出し、関係事業者にとっては大きな収入源となります。現在、県でも、観光資源の磨き上げを行い、県内各地に点在する観光資源の掘り起こしを行ってもらっています。

そういった中で、休憩や食事のできるドライブインというのは、観光地へとつないでいく大変大切な動線であり、欠くことのできない観光インフラであると私は思います。

そこで、観光について県の考え方を伺いたいと思います。

[小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇]

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 御答弁申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、お話がありましたとおり、団体旅行をはじめ県内への旅行者が減少しており、県内観光地が大きな打撃を受けておることから、県内における消費喚起を図る上で、団体旅行を対象とした誘客促進が必要であると考えておるところでございます。

そのような状況において、ドライブインや道の駅は、出発地と目的の観光地をつなぐ中継拠点として、休息や食事場所を提供するなど重要な役割を果たしており、観光バスでの団体旅行や自家用車を活用した観光振興を進める拠点として必要な施設と認識しておるところでございます。

本県では、団体旅行を中心とした観光客の獲得を図るため、今年度でございますが、6月補正予算において御承認いただきました県内旅行商品造成・販売支援事業を実施しておりまして、第5波の感染状況が落ち着いた10月22日から旅行商品を販売しておるところでございます。

1月31日時点ではございますが、295コースの旅行商品が造成されており、そのうち約4分の1の73コースでドライブインを活用した団体ツアーを催行しておるところでございます。

令和4年度におきましても、同事業により、一層積極的に取組を進めたいと考えております。

さらに、新規事業といたしまして、みえの観光地づくり推進事業におきまして、観光事業者等が行う長期滞在や周遊性の向上につながる前向きな取組に対する支援を実施する予定としておるところでございます。

具体的には、ドライブインをはじめ観光事業者が実施する新たな旅のスタイルに対応するための施設整備や、新たな顧客の獲得につながる商品開発ですね、そうした形の取組に対して補助というような形で考えておるところでございます。

これらの事業を通じて、観光客の受入れに欠かせない観光施設等を引き続き支援してまいります。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

この公共インフラの維持というのは非常に重要なことだと思いますので、ソフト事業だけでなく、ハードの面も何らかの形で少し側面的に支援をしていただければと思いますので、今御説明いただいたような支援体制をぜひ今後も続けていただければと思います。

この観光と先ほどの公共交通については、私は公の役割というものが少し変化をしてきているんじゃないかなと思っています。今までは民間に委ねていて、それで成り立っていたものが、ちょっと成り立たなくなっているという、こういった分野が出てきているということなんだろうと思います。

こういった分野にぜひ県が一定の役割を果たしていただいて、県政がうまくいくように、あるいは県内の各事業者の皆さんが安心して仕事に打ち込んでいただけるような環境づくりというものをしっかりと県が担っていく、こういった意気込みでぜひ取り組んでいただければと思います。

それでは、次の知事の情報発信についてお伺いしたいと思います。

少し新型コロナウイルス感染症のことを例に挙げて質問をさせていただきたいと思いますが、新型コロナウイルスは第5波に比べて、第6波の主力であるオミクロン株が弱毒化したと言われています。

ただ、そういった中でも不確定な要素も数多くあり、県としては、県民の皆さんの命を守る、しっかりと守るという観点からより早く、より強い措置をせざるを得ないという環境にあったんだろうと思います。

ただ、そういった中で、一部事業者の皆さんから不安を抱かれたりとか、不安な思いをされている県民の皆さんがいるということも、これは私は受け止めていかなければならないんだろうと思います。

そういった不安が一体どこから出てくるのかという一つの要因として、知事の思いであったりとか、三重県がどちらの方向を向いているのかということがなかなか感じられないというところに、その要因が一つあるんじゃないかな。いろんな要因があるんだろうと思いますが、ただ打っている施策が強いから不安を感じるということではなくて、三重県がどういう方向に向かお

うと思って取り組んでいるかという方向性がなかなか見えてこないというところからも不安が出てくると私は思っています。

各部局からは必要な情報をしっかりと発信してもらっていると思いますが、それに加えて、知事自身が県庁のトップとして、自らの思いであったりとか、県民に対する何らかの発信をしていただくということが私は必要なんじゃないのかなと思います。

そういった点で、私はSNSをぜひ御活用いただければなと思います。重要なポイントは、私は職員が間に介在したりとか、あるいはマスコミが間に入ったりとかという情報ではなくて、知事が、直接なかなか県民に語りかけるという機会は限定されていますので、SNSなどのツールを使って直接知事が発したものを何の加工もされずに県民の皆さん一人ひとりに届けるということが、私は不安を解消する上で一役買うのではないかと思います。

そこで、知事の情報発信に対する考え方をお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 知事の情報発信の在り方についてお尋ねがありました。

もし議員の御了解、議長の御了解がいただけましたら、先ほど公の位置づけが変わってきたというお話をいただきましたので、それについてちょっと簡単に触れてもよろしゅうございますか。

おっしゃるとおりでありまして、特に運輸の部分について交通の分野、私もずっと長くその担当をしてきましたので、それはもうおっしゃるとおりであります。公の立場は変わってきています。

かつて、特にバス事業で、どっちも局長としてあるいは中部運輸局の部長として担当しておりましたけれども、バス事業あるいは鉄道事業に関しましては、これはもう日本は、御指摘のように民間が経営をしておりました。これは、高度成長期だけではなくて日本の経済が右肩上がりであったとき、それは可能であったからなんです。そうやけど、今もうそれはなかなか難しくなっております。したがって、公設民営という考え方をしばらく前から国土交通省は、運輸省の時代から議論しております。

これは、どちらかという、欧米の考え方ですね。下物、例えば鉄道でいうと線路とか、あるいは車両、これは公が用意して、運営は民間の人にやってもらおうと、こういう考え方に変わってきております。これは、これからどんどんそれは進んでくると思います。御指摘いただいた観光もそうですね。観光に関しても、公が主導してやっていくという形に変わってきています。

交通の分野は、難しいのは、運輸省がそうだったんですけど、あんまり県に権限を落としていないんです。運輸局でやってきて、さらには三重運輸支局とか、そこでやってきているものですから、ノウハウがあんまりないという問題も実はあります。

ただ、これから自治体はいやが応でもやっぱりやっていかなあかんで、自治体というのは、市町はやってかないかんで、そこをサポートするのも重要だと考えています。

御指摘いただいた公共交通の料金、これを財源を投入して安くするというのも重要でありまして、これはもう十五、六年前から浜松市ではそれをやっていますし、それから富山市では、富山ライトレールを契機として、富山市の中の移動はどんな遠いところから来ても100円で行けるようにやるというようなこともやっていますし、そういった事例を集めて市町に提供していくというのも重要ですし、こういうやり方があるよというのを我々はやってかないかんと考えています。

私、中部運輸局におりましたときに、バスだけではなくて、ほかの交通機関、タクシーも含めてベストプラクティス集も作りました。いろんなノウハウが蓄積しているところがあるので、それで展開するというのも重要だと思っています。また、職員とも議論させていただきたいと思います。

それから、情報発信はやっぱり大事だと思います。御指摘いただいたように、知事自身の考え方がなかなか分からんので、どうやって進んでいくかというのは分からないという御指摘も当然だと思います。

そのために会見もやっているわけでありまして。週1回だけではなくて、ぶら下がりもやっています。それから、県議会の場、全員協議会の場、発信を

されていますけれども、そこで考え方もきちんと述べさせていただいております。

また、なるべく早いタイミングで、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてからということになってしまいますけど、市町での対話ですね、これも4月からは開始したいということで今準備を進めています。

それとは別に、SNSを使えばいいじゃないか、御議論あると思います。今調べてもらいましたら、全国の知事で半分ぐらいの人がSNSを使っているということでもあります。

難しいところもありまして、私、国の公務員をやっていたので、特にインテリジェンス組織におりましたものですから、機密に触れる仕事をしていまして、そういう人間は、結果においてやっぱりSNSを使わないということでありました。

なぜならば、当然使っても守秘義務に注意しなきゃいけない。それから、職務専念義務があるので、勤務時間中は駄目ということになると、国の場合はほとんどもう朝から晩まで仕事をしているものですから、なかなかできないということもありまして、そこについてもうおのずからやらないという人間が多かったんですね。

ただ、御指摘もいただきまして、ほかの県の知事の仕事のやり方も見ながら、今までの情報発信で十分かどうかということも検証しながら、SNSをどう使っていくか考えてまいりたいと考えております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

情報発信については、ぜひ一度お考えをいただければと思います。私も別に知事が情報発信をしていないということを言うつもりは全然なくてですね。しっかり情報発信しようという努力をされているということは重々承知の上で、それでもまだなお届いていないのは一体何なのかなというところを突き詰めていくと、やはり直接ふれあう場というのがちょっと少ないのかなと感じておりますので、ぜひ一度御検討をいただいて、できるだけ県民の皆さん

一人ひとりに直接語りかけるような場面をつくっていただければと思います。

それでは、続きまして、財政運営について少しお伺いしたいと思います。

国でも、従来はプライマリーバランスを黒字化するということが至上命題とされており、それ以外の考え方はあり得ないという、こういった雰囲気がありました。現在、少し潮目が変わってきたのかなと感じています。

時として、全ての状況でそれが許されるというわけではないと思いますが、国債を積極的に発行して、大型の予算を編成して景気を浮揚させ、経済を成長させるという積極財政というものが国でも唱えられるようになってきました。

一方で、三重県の財政はというと、来年度の県債残高総額も4年ぶりに減少してきています。

ここでちょっと資料を御覧いただければと思います。

(パネルを示す) まず、この資料は、当初予算のポイントという資料から議会に示された資料を少し抜粋させていただいたものですが、まず、一般会計の前年度対比4%増ということであります。来年度については4%増になっています。(パネルを示す) そして、過去最大の予算規模ということに来年度はなっています。

その中で、(パネルを示す) 公共事業費についても前年度対比で5.3%増ということになっており、コロナ禍の厳しい環境に対応した予算になっており、予算額も一定確保をされているんだろうと思っています。

そこに加えて、(パネルを示す) 経常収支適正度は0.1ポイントということですので、本当にごく僅かではありますが改善しています。県債残高総額については、先ほどもお話しさせていただいたように、4年ぶりにやや減少をしているという結果が出ています。

知事も過去の議会答弁の中で、県債の発行についてはバランスが重要であるという発言をされています。当然そうなんだろうと思いますが、一方で、来年度の当初予算調製方針の中では、相変わらず老朽化等の一部例外は認め

ているものの、箱物の凍結というのは依然続けられています。

企業の会計に見立ててみると、企業の場合は、何らかの事業をやるときには当然それを借金で賄います。借金で賄い、後年、その売上げによって返済していくという、これは当然のように借金するわけであります。

じゃ、県において、売上げというのは一体何に相当するのかといえば、私はこれは県民の満足度だと思っています。この満足度を上げるために一定の投資をしていくということは、ある程度許されるのではないかと。先ほども少し資料をお示しさせていただきましたが、少し財政状況も改善の兆しを見せつつある中、今までのように県債残高であつたりとか公債費比率を過度に意識する必要はないのではないかと考えています。

むしろ重視されるべきは、県民の生活を、どのように県が安心して皆さんが生活してもらえるような環境をつくるか、そのための投資をしっかりといけるのかどうかということなんだろうと思いますが、県の県債等についての考え方についてお伺いしたいと思います。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 御答弁申し上げます。

財政が非常に厳しいときに、財政の健全化に向けた集中取組を策定いたしました。その策定する中で投資的経費を抑制していく方向、その中で県有施設の箱物の見送りという方針を出させていただいて、いろんな取組を少しずつ続けていく中で、議員がおっしゃるとおり、大分収支等改善していくものはたくさん出てきました。

一方で、しかしながら、県債管理基金への積立不足額がまだ105億円ある現状を踏まえると、なかなか箱物抑制の全て撤廃という形にはならないので、いずれにしても、いわゆる県民の安全・安心ですとか、あるいは地域経済活動のさらなる活性化のために必要な投資については進めていくということは非常に重要やつたと認識しておりますので、そこと発行する地方債のバランスを十分に考えながら、しっかりと予算編成していきたいと考えており

ますので、よろしく願いいたします。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

少しかみ合っていない部分もありますが、必要に応じてしっかりとやっていただければと思います。

以上で、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

## 休 憩

○副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

---

午後2時50分開議

## 開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 疑

○副議長（稲垣昭義） 日程第2、議案第4号から議案第56号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。11番 下野幸助議員。

〔11番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○11番（下野幸助） 鈴鹿市選挙区選出の新政みえ、下野幸助です。

代表質問が終わり、皆様お疲れのところ大変恐縮ですが、議長のお許しを得ましたので、議案第5号、令和4年度当初予算議案に関する質疑として、2点お伺いさせていただきたいと思います。15分という短い時間ですので、

早速質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず一つ目、デジタルトランスフォーメーション、DX人材育成推進事業についてから、その中であります高齢者のデジタル活用研修事業、県民提案枠事業、みんつく予算なんですけど、そのことについてお尋ねしたいと思います。

ここ数年、日本のデジタル活用は進んでおり、皆様がお持ちのスマートフォンで簡単に動画を見たり、電車、新幹線、飛行機の切符予約、銀行決済など、今の時期では、例えば確定申告の手続きもスマートフォンでできるということで、社会全体でデジタル技術の活用が幅広く進んでまいりました。

一方で、このデジタル技術を使いこなせる方々と使いこなせない方々のデジタル格差というものも生じているのが、今の課題であります。

2021年8月、総務省が情報通信政策研究所の調査結果といたしまして公式に発表いたしました、令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査によりますと、日本全体において、スマートフォンと従来型携帯電話、いわゆるガラケー、スマートフォンとガラケーの端末利用状況を見ますと、スマートフォンが92.7%、ガラケーが15.1%、一部重複しておりますが、こういった割合でございます。

一方で、内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方々の約6割がスマートフォンなど情報通信機器を利用していないという回答があります。

そこで、令和3年度から、県でも携帯電話ショップと先行して研修していると伺っておりますが、令和4年度予算に、議案に盛り込まれている高齢者のデジタル活用研修の具体的な内容、特に研修場所、頻度、サポートできる人数、そして広報対策などをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

**○デジタル社会推進局長（三宅恒之）** 高齢者のデジタル活用研修事業につきましてその内容と、あと、広報とかをどうしていくのかということでお答えさせていただきます。

先ほど御紹介ありました内閣府の調査の中でございますけれども、70歳以上の方がスマートフォン等を利用していない理由として、多くの方が、複数回答ですけれども、自分の生活には必要ないと思っていると、あるいはどのように使えばよいか分からないからと回答した方が多々ございます。また、情報漏えいや詐欺被害等のトラブルに遭うのではないかと不安だからというような回答もございます。

デジタル社会の実現に向けましては、こういうデジタル格差の解消が重要な課題となっていると認識してございます。

そのため、国のほうでは、スマートフォン等のデジタル技術の利活用に不安がある高齢者層の解消に向けまして、令和3年度からデジタル活用支援推進事業というのを実施してございます。

これは、携帯電話事業者がショップ内で実施する全国展開型と、それから事業者が市区町村内で講座を開催する地域連携型というのがございまして、国のほうでは、令和3年度からの5年間で、延べ1000万人の高齢者の受講を目指しているというものでございます。

今回、県民提案枠事業といたしまして、複数の県民の方々から、携帯ショップが近くにない地域での高齢者のスマートフォン講座の実施につきまして御提案をいただきました。

令和4年につきましては、国の事業、令和3年度もあつたんですけど、国の事業で実施対象外となるような市町がございました、そういうところを中心に県内全域で高齢者スマートフォン講座を受講していただけるように、市町と調整しながら取り組んでまいりたいと思っております。

当事業では、県内約50か所、それから参加人数は約500名を予定してございます。

具体的な講座内容といたしましては、スマートフォンの基本操作とセキュリティ対策を予定しております。基本操作につきましては、電源の入れ方やボタン操作をはじめ、電話のかけ方、カメラや地図、SNSの使い方などを行いまして、必要に応じて、市町独自のアプリ等の使い方も講座内に含め

ていきたいと考えてございます。

それから、セキュリティ対策につきましては、安全に利用できるよう、詐欺やトラブルに遭う危険性等について学んでいただく内容で実施する予定でございます。

また、会場は公民館等身近な場所を想定しておりまして、受講者募集の広報に当たりましては、連携する市町に御協力いただきまして、従来の紙媒体、広報紙とか回覧等の手段を用いて周知を行うなど、デジタルの利活用に不安のある対象者に情報が行き届くように取り組んでまいります。

こうした事業を実施することによりまして、誰もがデジタルの恩恵が受けられるように、国や市町と連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） ありがとうございます。

研修場所、頻度、人数等をお答えいただきました。50か所、500名という御回答でありました。いろいろ調べてみますと、例えば三重県の人口、みえDATABOXという毎月出ている、三重県の人口約175万人って書いてあるんですけども、その中の65歳以上の方が52万人ということで推計されるというところでございます。

一方で、52万人の高齢者の方でどれぐらいスマートフォン不慣れなのかというのを調べてみますと、内閣府の数字等を参照しますと大体6割の方、三重県に照らし合わせますと30万人の高齢者の方が、このスマートフォンを不慣れ、もしくは使ったことがないというような感じで推計されるというところでございます。

先ほど総務省の取組は御紹介いただきましたけれども、これを県に落とし込むと30万人規模の方がなかなか不慣れであろうと思われる中で、ちょっとボリューム感が500人、50か所というのが、なかなかまだ追いつかないのかなと思います。

前段で申しましたとおり、これからデジタル技術がどんどん進んでいく中

で、あれもこれももうスマートフォンでできる、スマートフォンができないと逆に生活に支障が生じてくる、そんなことも出てくるかと思しますので、アンケートの今調査結果、どのように使用すれば分からないかというのも回答で多く出ていたというお話もありましたけれども、まさにその部分ですね、しっかりと県民の多くの高齢者の方々に行き渡るように広報も考えていただきたいと思います。

令和4年度当初予算はついておりますけれども、これがスタートということで、今後はますます多くの皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。一つ目の質問を終わらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

教育委員会の中から、子どもたちの基礎となる力の育成についての部分から、みえ子どもの元気アップ部活動充実事業5885万円余についてであります。

この事業は、御承知のとおり、中学校、高校の部活動の指導員を教職員の代わりに地域の方々をお願いするということになっております。県や教職員のメリットといたしましては、大きく分けて3点ほどメリットがあると思います。

一つ目は、指導員不足の解消の一助を担っているとか、二つ目に、未経験競技の技術指導責任者に対する教職員の精神的な負担を軽減する、さらには、地域の人を採用しますから、より地域と連携した部活動が展開できたり、教職員の異動に伴う指導力低下を軽減できると、こういったメリットもあるかと思えます。

令和4年度においては、この事業で運動部といたしましては、中学校、高校合わせて110名、文化部といたしまして12名、合計122名の部活動指導員を配置される予定となっております。令和3年度からは22名増員いたしました、この点は感謝を申し上げたいと思えます。

一方で、部活動指導員の確保が難しいと各市町の担当者は言っています。予算確保をする試みはするものの、やっぱり人材不足とか、任用要件のハー

ドルが高い、給料が低いという課題が残っております。

そういったことで、私は思うんですけども、部活動指導員の人材データベースみたいなのを検討していただいたり、佐賀県では、大学生たちがふるさと納税を活用してお金のほうも工面しているというような、この部活動指導に特化してですよ、そういった取組もしているということを聞いております。

そこでお尋ねしたいのは、この部活動指導員の課題認識と令和4年度以降の対応について教育長にお伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 部活動指導員に関して御答弁申し上げます。

部活動指導員は、単独で専門的指導ができて、引率もできる外部指導者であり、国においては、その人材について指導する部活動に係る専門的な知識、技能を有する人材が想定されるとしています。

県立学校では教員免許がある者、それから競技のコーチ資格がある者に加えて、本年度から技術指導を行う運動部活動サポーターの経験がある者も任用できるようにしたところです。

市町におきましても、中学校が必要としている競技種目に応じて、部活動指導員の役割を果たせる人材をいかに確保するかが課題となっていたところです。

このため、県教育委員会では県スポーツ協会と連携して、指導可能な種目、地域、学校種別などを明記した競技のコーチ資格を有する約460名の外部指導者の方のリストを、昨年9月、市町教育委員会に提供したところです。それから、今年1月、市町教育委員会と部活動の在り方について定期的に協議を、意見交換する場を設けました。

今後その場を活用して、例えば退職教員の候補者リストを作るなどの人材活用の方法を検討することや、市町によって異なる任用条件、あるいは取組に関しての課題を共有するなど、部活指導員の配置が進むように取組を今後も進めていきたいと考えております。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） ありがとうございます。早速対象者リストを掲げて提供していただけるということで、ありがとうございます。

各市町の意見は、やっぱりなかなか、欲しいんだけど情報が不足しているという部分が多数聞きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、この部活動指導員をサポートする意味では、大学を卒業した新卒の教職員の方の、例えば4月から採用される、そういった新規の採用者の少し前倒しをして、こういった部活動指導員のサポートに入ってもらおうということも、できれば一度検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

子どもの運動環境を聞くと、やっぱり新型コロナウイルス感染症の影響で運動力の低下を大変私も懸念しているところであります。来年度以降は、引き続きこの事業の名前のとおり、三重の子どもたちが元気を取り戻す、さらにアップしてもらおうことをお願ひ申し上げまして、議案質疑を終了とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

議案第5号、来年度一般会計予算における雇用経済部の四日市コンビナートの競争力強化とゼロエミッションみえについて質疑いたします。

初めに、マゼラン500年、芭蕉200年、江戸川乱歩100年ですが、今年は何日市公害訴訟判決から50年目を迎えます。私たちは大変つらい経験をしてきました。産業と暮らしや命を考える大きな課題を突きつけられ、そして、今もなおそのせめぎ合いは続いていることを実感します。大気汚染、水質汚染、そして今は環境においてはカーボンニュートラル、脱炭素です。環境生活部を中心にあらゆる分野で取組が来年度も進められていくということになります。

知事提案説明でも、カーボンニュートラルの取組を加速する大規模事業所

がCO<sub>2</sub>排出量が多いとし、脱炭素社会において、四日市コンビナートが競争力を強化できるように取り組むと言及されました。また、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）でもみえ元気プラン（仮称）でも記述があります。

雇用経済部では、これまでもコンビナートの競争力強化に支援してきましたが、さらに新規として、「ゼロエミッションみえ」駆動 成長産業育成・競争力強化事業の一つとして取り組むということです。

三重県、そして四日市市の産業としては、やはり大きな位置を占めるコンビナート産業におけるゼロエミッション、カーボンニュートラルをどのように進めていくのかお伺いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 四日市コンビナートに関しての取組について御答弁を申し上げます。

現在、国内外におきまして、カーボンニュートラル実現に向けた動きが加速する中で、コンビナートは新たなステージへと変革していくことが求められていると認識しております。

本県四日市市の経済発展と地域の雇用を支えてきました四日市コンビナートにおきましても、この世界的な潮流に乗り遅れることなく、四日市市での事業活動の優位性を高め、引き続き、地域経済の発展につなげていくことが重要であると考えてございます。

このため、四日市コンビナートにおける新エネルギーサプライチェーンの確立や新産業の創出に向けた方策等について、関係者が一堂に会しまして、今後検討していきたいと考えておるところでございます。

また、カーボンニュートラル実現に向けまして、各企業が一丸となって取組を進められるよう、研修会の開催などを始めまして、これらのコンビナートを担う人材の育成をしっかりと図っていききたいと考えてございます。

こうした取組を通じまして産学官がベクトルを合わせるとともに、各企業の事業を有機的に結びつけ、四日市コンビナートの競争力強化を図ってまいりたいと考えております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 新たなステージへということで、今後検討する研修会や、産学官で力を合わせてこれから進めていく想定だという形の御回答だったと思います。

CO<sub>2</sub>の大半は化石燃料を燃やすことで排出されますから、2050年からは化石燃料を一切使いませんよと宣言しているようなことなんですね、今の流れというのは。石油産業は燃料としての石油を売ってはいけませんよということになっていくわけです。

これまでも四日市コンビナートでは、あの隆盛のときはいずこへといった状況の中で、様々に研究されて多様な対応をされてきていますけれども、やはり石油業界にとっては死活問題です。三重県や四日市市にとっても産業の大きな課題です。

ただ、燃料以外のナフサや、そしてアスファルトやコークスなどは燃やすものではないですので、CO<sub>2</sub>は排出しませんから、これが2割ほどと言われている。でも、この2割で仕事はできていけないという状況ですから、この競争力強化という言葉よりも、まず、この再生と、それから再構築ということがコンビナートの事業者の皆さん、そして県や市には大変なこととしてかかってくると思います。

燃料の国内販売と輸出が全く消滅してしまうということになるのであれば、製油所で精製している石油製品の量は、さっき言ったように5分の1に営業がなくなってしまうということなんですね。

また、四日市市が実施したコンビナート企業のアンケート、これは昨年度出た書類によりますと、産業と環境を両立しつつ、事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量を大幅に削減する取組も重要と考えられますが、あなたの事業所においてはこうした取組はいかがですかと、コンビナート事業所にアンケートを取ったそうです。

その中で、具体的な計画は今はないが、今後実行したいというところが47.6%、そして、実行は困難であるとお答えいただいたのが、その時点です

けれども、41.6%だったということで、大変なこれから取組になっていくと思います。

各会社ではそれぞれにもう既に取り組んでいらっしゃるはずですが、石油産業にとって大きなピンチである脱炭素化ですが、これは必要なことです。

それだけに、産業政策になるのかどうかという声も先ほどありましたけれども、三重県の産業の屋台骨の一つですので、よく以前に言われましたね、ピンチはチャンスだ、私はあまり好きな言葉ではないんですけど、これをチャンスとして、好機と捉えて、人に優しい、地球に優しい産業展開、これがゼロエミッション、あと、環境バリューを高めることということが必要であると考えての来年度予算から、これからの取組だと思っておりますので、その点でしっかりと頑張っていたきたいと思います。

そこで、この四日市公害訴訟判決から50年ということ、これが、ここからやっぱり各地方の、地方行政の中の環境行政が始まったと考えています。

背景には、自分たちの健康や地球環境を守ろうと闘った人たちがいて、ばい煙と健康被害の因果関係を立証した研究者がいて、総量規制に踏み切った行政があって、公害防止技術の向上に努めた企業があって、これは一体となって、これまで50年進めてきました。

それぞれの当事者が問題解決に向けて取り組んできた歴史がありますけれども、この50年、500年にはちょっと大分届きませんが、この50年という節目の年に、この今カーボンニュートラル、CO<sub>2</sub>排出ゼロということの取組へ切り替えていくという提案はとても好機というか、これが一つの節目であると思いますが、少し予算書の中の事業をいろいろ見ても、この50年の節目と今の環境行政をリンクさせるような取組が見当たりません。

それで、もう過去のものになってしまったのかなと、ちょっとこの四日市公害について心配をするわけですが、先ほども申したように、知事が10年、5年と目指すビジョンやプランの中にもきちんと書き込みをされて、そして、1年目の予算としての来年度になります。

今改めて、四日市公害が発生した社会的、経済的背景や公害の発生メカニズムなどを検証することは、これから産業と環境を両立させていくということの中でとっても大切なことだと思うのですが、知事にお伺いしたいと思います。

四日市コンビナートの競争力強化と四日市公害訴訟判決50年を迎えるに当たってのお考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私らのちっちゃいときは、テレビで、ニュースで、公害のことが出ない日はなかったですね。それから、小学校のときにも三重のすがたという冊子がありまして、社会の授業ですね、それで副読本として与えられまして、やっぱりそこにも公害の話、四日市公害で苦しんでいる人たちがおられるという話、それから、どうやってこれを乗り越えてきたかというのもありました。

今、その比率というのは、やっぱりちょっとニュースの中でも少なくなっ  
てはきてはいるんですが、今でも318名の公害健康被害を持たれている方がおられるということでありまして、ちょうど今年の7月が四日市公害裁判の判決から50年の節目ということでもあります。

起こった原因は様々分析されていますが、高度経済成長期であって、やはり経済優先せなあかんということでやってきたと。ところが、それは問題だったというので、環境省もできましたけど、環境法令ができました。県も四日市市と連携しまして、公害防止条例もつくりました。

それから、コンビナート企業も、四日市地域環境対策協議会というのを設立して、県や市と共に環境の保全に取り組んできたと、いろんな人の努力があって、四日市市の空は少しずつきれいになってきている、こういうことだと思っています。

ポイントは、やはり改めて検証するというのも重要かもしれませんが、やっぱりこの経験を決して風化させやんということが大事やと思っています。それは戦争もそうですし、それから災害もそうですし、東日本大震災みたい

な、それから新型コロナウイルス感染症もそうやと思うんですけど、災いというものの記録、記憶を決して風化させない、これが重要なことやと思っています。

したがいまして、ゼロエミッションみえのプロジェクトと並んで議論するかどうかは別にして、やっぱり環境問題というのは、引き続き、三重は環境先進県と言われているので、その部分は力を落とさないようにしっかりとやっていくと。引き続き、県民の命と暮らしを守る県政ということでやっていくべきと考えているところであります。

[21番 山本里香議員登壇]

〇21番（山本里香） ありがとうございます。

検証は別として、このことは大切なこととして、今までの歴史というか事実としてきちんと押さえていくことだとお答えいただいたんだと思います。

今、現在も苦しんでおられる方がいらっしゃるということと、認定患者は今、亡くなられた方ももちろんいますけれども、2200名を超え、そして6名の方が苦しきのあまりに自死されていたということからこの訴訟が起こり、そしてまた判決につながり、今の環境行政ができてきているというふうに、その歴史を大事にしたいと思います。

知事は今、事実、歴史、戦争も含めてということをおっしゃいましたけれども、私、感動いたしました。知覧の特攻兵士の手紙、竹内浩三の「骨のうたう」を本当に声を詰まらせておっしゃった、その知事の感性に本当に感動いたしましたんですけれども、全ての四日市公害においても患者の苦悩であるとか、地域の皆さんの焦燥ですね、それからよく言われる、9歳で四日市ぜんそくで苦しみながら命尽きた少女の話、これらのことをきっときっと今の御答弁では届いていると信じております。

四日市コンビナート、私は現在、悪だとは思っていません。これがしっかりしていかないと、四日市市も三重県も成長の一つとしてね。ただ、この環境とかゼロエミッション全ての今後の新しいステージの中で、新しい価値を見つけて、そして一緒になって頑張っていたらと、それを支援していた

だくその手始めの来年度、検討を始める。そしてまた、産学官で会議体などもつくっていただいてということですが、大きく期待いたしますし、しっかりと進めていただきたい。時は金なりといいますか、時間はもう刻々と進んでまいりますので、そのことをお願いいたしまして、質疑を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

議案第5号に関する質疑といたしまして、まず、医師確保対策事業についてお伺いしたいと思います。

2019年度に策定されました三重県医師確保計画は、全国ベースで都道府県ごと及び二次医療圏ごとの医師数を統一的、客観的に比較、評価した医師偏在指標が厚生労働省において算定され、これに基づき、都道府県が医師少数区域、医師多数区域等を設定し、医師確保の方針、確保すべき目標医師数、目標医師数を達成するための施策という一連の方策を定め、医師少数区域における医師の確保を行い、偏在是正につながる取組を推進していただいているところです。

2016年末の調査では、三重県の人口10万人当たりの医師数は、全国平均で240.1人に対し217人で、特に病院勤務医においては、全国平均159.4人に対し134.8人と深刻な医師不足の状況にあり、医師少数県と位置づけられています。

医師確保計画によりますと、2018年時点の医師数が4001人であるところ、2023年に4168人、2036年には4436人という目標を立てています。

そこで、これまでの医師確保計画に基づく取組に対してどのような成果が上がっているのか、その進捗状況をお聞きしたいと思います。

また、二次医療圏としては、医師多数とされる地域であっても、局地的に医師が不足している地域を医師少数スポットとして指定いたしました。特に

伊賀地域では、中勢伊賀二次医療圏となりますが、三重大学医学部附属病院などがある津市は、医師数が人口10万人当たり、県内で最も多い371人に対して、伊賀地域は県内で最も少ない149人とどまっています。

そこで、伊賀地域の医師数はどのように改善しているのかということも伺いたいと思います。

また、三重大学医学部の入試の地域枠、地元出身枠についても、導入から15年が経過しています。この取組もどのような成果があるのか確認した上で、新年度においてどのような医師確保対策に取り組んでいくのか、以上4点お尋ねいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 医師確保に関して何点か御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。ちょっと順不同になるか分かりませんが、まとめてお答えさせていただきます。

まず、本県の医師数の状況でございます。令和2年度、医師・歯科医師・薬剤師統計という、隔年で国のほうが調査しているものがございますが、直近が令和2年になるわけでございますが、これが本年3月に公表予定ということでまだ出ておりませんので、直近の公表分として把握しておりますのが平成30年の医師数でございます。先ほど議員からも御紹介ありましたが、それによると4001人ということでございまして、人口10万人当たりでは223.4人となり、全国順位でいくと36位となっております。

これは、10年前の平成20年と比較した場合ですと、579名の増、率にして17%増であり、人口10万人当たりで見ますと40.9人の増、率にして22%増となっております。増加傾向にはございますが、まだまだ不足している状況と認識しております。

伊賀区域の医師数の状況でございますが、伊賀区域の医師数は、同じ統計によりますと240人ということで、人口10万人当たりでは145.3人となっております。同じく10年前と比較した場合ですと32名の増、率にして15%増、人口10万人当たりで見ますと29.9人の増、率にして26%増となっております。

次に、医師確保計画による取組の成果ということでございます。

令和2年3月に策定いたしました三重県医師確保計画では、議員からも御紹介がございました、国が策定いたしました医師偏在指標におきまして、本県は医師少数都道府県に位置づけられておりまして、また、県全体の医師不足とともに、地域における医師の偏在もあると課題認識の下、令和2年度からの4年間の計画期間において、まずは、医師の総数を確保するとともに、医師少数スポットを設定しまして、優先的に医師不足地域への医師の派遣調整を行う体制を整備するなど、偏在の解消に向けた取組を行うこととしております。

具体的には、三重大学内に設置をしております地域医療支援センターの体制を強化いたしまして、センターにおいて医師のキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整を一体的に行うことにより、伊賀市をはじめとする県内の医師少数スポット等におきまして、地域枠医師等が地域医療に貢献いただくための体制づくりを進めております。

その結果でございますが、県が独自に調査しております病院勤務医師数調査では、これは病院に勤務する医師、常勤医師の数でございますが、伊賀区域における常勤医師数は、令和2年度には119名でございましたが、令和3年度は123名と、若干でございましたが医師数が増加する傾向でございます。

なお、地域枠医師についてのお尋ねもございましたが、地域枠医師については、今までの全体で県内定着率が95%ということになっておりまして、かなり県内の医師不足の解消に貢献していただいたと考えてございます。

引き続き、地域医療支援センターの取組を通じまして、地域枠医師の県内定着と地域医療への貢献に努めてまいりたいと思います。

また、令和4年度につきましても、医学部を卒業した医師が県内に定着して、地域医療に貢献いただくまでには、入学後最低10年程度の年月を要するというので、令和4年度につきましても、将来の地域医療の維持も視野に入れながら、引き続き、医師の総数確保と偏在解消のための取組を進めていきたいと考えてございます。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） 分かりました。

また令和2年度が3月に数字が出るということで、そういう数字を見ながら、どういう効果があって、どういう課題があるのかということをしかり検証していただきたいと思いますし、地域枠についてももっと増やしていただきたいと思います。

その辺はぜひ知事がリーダーシップを執っていただいて、医療関係者だけで決めていくのではなく、やっぱり政治の力というか、行政の力で一緒になって医療政策をつくっていただきたいと思います。よろしく願います。

それでは、森林情報利活用推進事業について質問します。

森林経営管理法に基づく森林の適切な管理の推進ということはもちろん求められているわけなんですけれども、航空レーザ測量等で得られた詳細な森林資源の情報は、経営の可否判断や今後の森林整備の方針を決めるに当たって役立つ情報だと言えます。

現在は、県の森林クラウドを利用しなければ閲覧できない森林資源解析成果を、森林所有者を含めた幅広い県民の皆さんに公開することは、詳細な森林情報へのアクセス性を向上させ、関心が乏しくなっている森林への関心を高めるとともに、適切な森林管理に寄与するものです。

そこで、本事業の目標とするものは何か、特に森林所有者に向けた狙いについて、農林水産部長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

[更屋英洋農林水産部長登壇]

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、森林情報利活用促進事業に関する狙いなどについてお答えします。

県では、災害に強い森林づくりや効率的な森林管理を促進するため、令和元年度から航空レーザ測量を実施しています。これまでに12市町、約15万ヘクタールの樹木の高さや種類、密度などの詳細な森林情報、精度の高い地形データを収集しているところです。

この航空レーザ測量で得られた各種データは、森林情報を一元的に管理するシステムで閲覧することが可能ですが、所有者の氏名や地番などの個人情報扱っているため、現在、市町や森林組合などに閲覧を限定している状況にあります。

こうした中、県民提案枠事業のアイデア募集において、県民の方から、自身が所有する森林情報を県の地理情報システムで閲覧できるようにするという御提案をいただき、令和4年度当初予算において、森林情報利活用促進事業として事業化したところです。

本事業は、これまで市町や森林組合などに閲覧が限定されていた航空レーザ測量で得られた各種データについてインターネット上に公開することで、森林所有者が現地に行かず、森林の現状を把握することが可能となり、自身の森林の伐採時期などを判断する材料としていただくことにより、適切な森林管理を推進することとしています。

また、将来的には詳細な森林情報を基に林業のスマート化を進め、効率的な森林管理を促進することで、森林所有者の所得の向上、さらには、森林管理意欲の向上につなげていきたいと考えています。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

将来に向けた森林所有者の方の経営の意欲を高めていこうということは、目標として理解いたしました。

今回、提供していただけるデータがどういうものかといいますと、（実物を示す）これ、細かいんですけど、10メートル、10メートルの単位で比較的粗い感じで、大体この辺に杉がこれぐらいあるだろう、これぐらいのヒノキがあるだろうということで、かつ、これは住所を検索することとかもできないということで、一方で、（実物を示す）これが秋田県のものなんですけれども、ここで住所を検索することもできて、非常にクリアに検索をするということなんですけれども、この精度で本当に森林所有者の方に必要な情報が届いて、かつ経営意欲というものを刺激し得るものなんだろうか、その辺を

改めてお聞かせいただきたいと思います。

もう1点なんですけれども、森林法の改正に伴って、林地台帳の情報を市町で閲覧することが可能になっていますが、静岡県や秋田県では非常に進んでいると聞いていますが、この林地台帳の公開をどういうふうに進めていく考えがあるのか、その辺についても一言お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 森林の情報はいろいろございまして、例えば個人情報とか、その人が特定されるとか、そういうところがございまして、今回、インターネット上に公開するのはそこまで入っていない情報であります。

どこまで公開していくかというのは森林所有者の意向も確認しながら、どういう情報があればいいかというのを十分に確認して、どこまで公開するかを検討していきたいと思います。

〔「林地台帳」と呼ぶ者あり〕

○農林水産部長（更屋英洋） 林地台帳の件につきましても、他県の例とか参考にししながら、どういった情報が公開できるかを併せて検討していきたいと思えます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

今回、県民提案で大きな一歩を踏み出していただいたということは思っていますので、これからもしっかりと精度を高めて、森林所有者の関心を引き起こしていけるようにやっていっていただきたいと思えます。

ちょっと時間がまだあるので、林地台帳の整備をどうしていくかという何かスケジュール的な感覚というのはあるんでしょうか。静岡県とかではかなり進んできているようなんですけど、秋田県とかですが、いかがでしょうか。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） まず、令和4年度で新しい事業に取り組みますので、その成果とか問題点を把握した上で、今後のスケジュールも検討してまいりたいと思います。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 分かりました。

また引き続き議論させていただきたいと思いますが、例えばこれからJ-クレジットの制度が進んでいったりとか、森林の可能性というのはこれからますます高まっていきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で、議案第4号から議案第56号までにに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○副議長（稲垣昭義） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号から議案第56号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

議案番号	件 名
29	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
45	包括外部監査契約について
50	財産の処分について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件名
24	三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
23	三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案
26	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
38	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
22	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
25	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
36	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
37	三重県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

4 2	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
5 1	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期計画の認可について
5 2	公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

#### 防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
4 9	財産の取得について
5 4	鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について

#### 教育警察常任委員会

議案番号	件 名
3 9	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
4 1	三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案
4 3	三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案
5 3	特定事業契約について
5 5	三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について

#### 予算決算常任委員会

議案番号	件 名
4	令和3年度三重県一般会計補正予算（第18号）
5	令和4年度三重県一般会計予算

6	令和4年度三重県債管理特別会計予算
7	令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
8	令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
9	令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
10	令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
11	令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
12	令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
13	令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
14	令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
15	令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
16	令和4年度三重県港湾整備事業特別会計予算
17	令和4年度三重県水道事業会計予算
18	令和4年度三重県工業用水道事業会計予算
19	令和4年度三重県電気事業会計予算
20	令和4年度三重県病院事業会計予算
21	令和4年度三重県流域下水道事業会計予算
27	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
28	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
30	三重県手数料条例の一部を改正する条例案

3 1	三重県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例案
3 2	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
3 4	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
3 5	三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案
4 0	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
4 4	三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還免除に関する条例を廃止する条例案
4 6	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
4 7	国営宮川用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
4 8	土木関係建設事業に対する市町の負担について
5 6	令和3年度三重県一般会計補正予算（第19号）

## 先議議案の審査期限

○副議長（稲垣昭義） この際、お諮りいたします。

議案第4号及び議案第56号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、2月28日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明25日から27日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明25日から27日までは休会とすることに決定いたしました。

2月28日は定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時36分散会